

令和元年度金融庁政策評価実施計画

「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成 13 年法律第 86 号）第 7 条の規定に基づき、「金融庁が行う政策評価に関する実施計画」（以下「実施計画」という。）を以下のとおり定める。

1. 計画期間

本実施計画の計画期間は、平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までとする。

2. 令和元年度における政策評価の取組み方針

金融庁における政策評価は、「金融庁における政策評価に関する基本計画」（平成 29 年 8 月 1 日金融庁訓令第 31 号。以下「基本計画」という。計画期間：平成 29 年 4 月 1 日～平成 34 年 3 月 31 日。）を策定のうえ、各年、実施計画を策定し、この実施計画に沿って実施することとしている。

令和元年度においては、実績評価方式による評価を実施する。また、閣議決定等に基づき、政策評価と予算との連携強化を引き続き図っていく。

3. 実績評価方式による評価

(1) 評価対象とする政策の設定及び目標の設定に当たっての考え方

金融庁が実施する政策評価に関する基本計画は、

- I. 金融システムの安定と金融仲介機能の発揮
- II. 利用者の保護と利用者利便の向上
- III. 市場の公正性・透明性と市場の活力の向上

を「基本政策」として位置付け、「基本政策」を実現するための中期的な「施策」を定めている。

各施策において達成すべき目標については、施策ごとに可能な限りアウトカム（行政活動の結果として国民生活や社会経済にもたらされた成果）の視点から評価できるように「達成目標」を設定し、この達成目標を実現するための取組みを「主な事務事業」として掲げることとしている。

(2) 実績評価の対象とする施策

別紙 1 「実績評価における基本政策・施策等一覧」で示した「施策」を実績評価の単位とする。

(3) 評価の方法等

本実施計画の計画期間終了後、各施策に係る令和元年度の取組み状況を踏まえつつ、各施策ごとに設定した測定指標あるいは参考指標（注）に照らして達成目標の達成度合いの評価を実施する。

評価は、S：「目標超過達成」、A：「目標達成」、B：「相当程度進展あり」、C：「進展が大きくない」、D：「目標に向かっていない」の5段階の区分によるものとする。

令和元年度実績評価書は、令和2年8月末を目途として公表する。

（注）参考指標とは、達成目標の達成度を直接的には測定できないが、測定のための参考となる指標として設定しているもの。

(4) 意見募集

評価対象とする施策、測定指標等及び評価の方法に関しては、インターネット等により幅広く意見を募集する。

4. 事業評価方式による評価

新たな事業あるいは拡充を予定している事業のうち、社会的影響又は予算規模の大きい事業、及びこれに準ずるもので社会的影響の大きいものについては事前評価を実施する。また、過去にこうした事前評価を実施し令和元年度に効果が発現する予定の事業については事後評価を実施する。

なお、成果重視事業については、令和元年度中の効果の発現予定の有無に関わらず、事後評価を実施する。

5. 規制の政策評価（事前・事後）

規制の新設・改廃に係る規制の政策評価（R I A）については、規制の質的向上を図るとともに、国民への説明責任を果たすため、政策効果の把握の手法等について引き続き研究・開発を進めつつ、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」等に基づき適切に実施していくこととする。

なお、「主な事務事業」のうち、規制の政策評価の対象となると考えられるものについては、〔R I A〕の記号を付している。

6. 租税特別措置等に係る政策評価（事前・事後）

平成22年度税制改正大綱（平成21年12月22日閣議決定）において、国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等（以下「租税特別措置等」という。）の抜本的な見直しの方針が打ち出されたことを踏まえ、政策評価の実施が義務付けられている法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等（特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行うものに限る。）に係る政策について政策評価を行うものとし、その他の租税特別措置等（特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行うものに限る。）に係る政策についても、政策評価の対象とするよう努めるものとする。

金融庁における令和元年度実施計画（概要）

基本政策／施策	主な取組み
I 金融システムの安定と金融仲介機能の発揮	
1 マクロプルーデンスの取組と効果的な金融モニタリングの実施	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 内外経済・金融市場の動向をリアルタイムに情報収集し、金融システムにおける潜在的なリスク等を分析・評価した上で、業界横断的な視点に加え、 -大手銀行グループについて、海外業務やグループ連携業務の推進、ITの進展等に伴う経営インフラの刷新、非金融業との協業といった状況を踏まえ、リスクの多様化・複雑化への対応 -地域金融機関について、金融仲介機能の十分な発揮と経営管理・リスク管理態勢の高度化に向けた対応 -保険会社について、リスク管理の高度化と中長期的な健全性の確保等に向けた対応 -証券会社について、持続可能なビジネスモデルや実効性のあるコンプライアンス態勢の構築及びガバナンス機能の発揮への対応 など、業態ごとのビジネスモデルやそれに起因する課題も踏まえ、金融モニタリングを実施 ✓ 低金利環境の継続やマクロ環境の変化を踏まえ、①金融機関の過剰なリスクテイクにより金融システムに大きな影響を及ぼすリスクが蓄積していないか、②金融機関が持続可能なビジネスモデルを構築し健全性を維持できるか、について重点的にモニタリング
2 健全な金融システムの確保のための制度・環境整備	✓ 金融システムの安定性確保のため、国際合意を踏まえた金融機関の健全性確保のためのルール整備等に向けて取り組む
3 金融仲介機能の十分な発揮に向けた制度・環境整備と金融モニタリングの実施	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 地域金融機関のビジネスモデルの持続可能性確保に向けて、昨年度に試行した「探究型対話」で得られた知見を活用し、金融庁・財務局が一体となってビジネスモデルに関する対話を実施 ✓ 確固たる経営理念の下での戦略・計画の実行、PDCAの実践状況等について、地域金融機関の各階層・社外取締役と、心理的安全性の確保に留意しつつフラットな関係で対話を実施 ✓ 地域金融機関のビジネスモデル確立のための環境整備として、金融機関の業務範囲等にかかる規制緩和や地域金融機関の経営・ガバナンスの改善に資する主要論点（コア・イシュー）の策定等を含むパッケージ策を実施 ✓ 地域課題解決支援室や生産性向上支援チーム、地域課題解決支援チームの活動を通じて財務局と連携を強化しつつ、地域の課題解決、地域経済エコシステムの形成・深化に貢献
II 利用者の保護と利用者利便の向上	
1 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 「G20 福岡ポリシー・プライオリティ」の内容も踏まえ、金融経済教育や長期・積立・分散投資を促す「つみたてNISA」の普及等の施策を実施 ✓ 「顧客本位の業務運営に関する原則」の経営理念への反映、営業現場における浸透・実践について金融機関の経営者等と対話を行うとともに、比較可能な共通 KPI の更なる普及・浸透を図り、金融機関の取組みの「見える化」を促進
2 利用者の保護を確保するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 日本郵政グループにおける適切な顧客対応及び保険募集態勢の抜本的な改善やグループとしてのガバナンス発揮に向けた取組みを促進 ✓ 暗号資産を取り巻く環境の変化等を踏まえた資金決済法等改正法の円滑な実施に向けた政府令・事務ガイドラインの改正やモニタリング体制・手法の検討、暗号資産を巡る自主規制機能の早期確立の促進、海外当局等との連携強化の取組みを実施
III 市場の公正性・透明性と市場の活力の向上	
1 金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> ✓ マクロ的な視点に基づき潜在的リスクに着目したタイムリーな市場監視を行いつつ、現在の市場監視の手法や着眼等の改善に向けた検討を実施 ✓ 課徴金制度の積極的な活用等による迅速・効率的な検査・調査の実施、重大・悪質事案に対する厳正な対処のほか、法令違反等の再発防止のため関係者との対話を通じ問題意識を共有 ✓ 市場監視を適切に行うための高度な専門性と幅広い視点を持った人材の育成
2 企業の情報開示の質の向上のための制度・環境整備とモニタリングの実施	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 企業内容等の開示に関する内閣府令（31年1月公布）の円滑な実施に向け、特に企業の経営者に対して働きかけを行うとともに、企業の取組みの好事例の公表を実施 ✓ IFRS への移行促進に向けて適用企業の負担軽減を図るほか、会計監査に関する情報提供の充実に向け新たに導入された施策について調査・分析等を実施
3 市場の機能強化、インフラの構築、公正性・透明性	✓ スチュワードシップ・コード再改訂の内容についての検討や、各市場のコンセプトにふさわしいガバナンスのあり方等の検討を実施

の確保のための制度・環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 投資運用業者の運用力強化に向けた業務運営態勢の確立等に向けて、海外の運用会社等の取組み等を踏まえながら、グローバル運用体制の強化、人材の育成・確保、業務インフラの革新等の課題についてモニタリングを実施 ✓ 投資家の利便性向上や上場会社の持続的な企業価値向上とベンチャー企業育成に資する市場となるよう、関係者と市場構造の見直しについて議論 ✓ 取引所の国際競争力の強化、投資家の利便性の向上等のため、令和2年度上期の総合取引所の実現に向けて関係者等への働きかけなどを実施
(横断的施策)	
1 IT技術の進展等の環境変化を踏まえた戦略的な対応	✓ 金融デジタルイノベーション戦略として、「データ戦略の推進」「イノベーションに向けたチャレンジの促進」「機能別・横断的法制の整備」「金融行政・金融インフラの整備」「グローバルな課題への対応」の5つの分野について、取組みを加速
2 業務継続体制の確立と災害への対応	✓ 金融庁及び金融機関における業務継続体制の検証、震災等自然災害への対応
3 その他の横断的施策	✓ 世界共通の課題の解決へ貢献（国際的な議論への貢献、持続可能な開発目標（SDGs）の推進、第4次FATF対日相互審査への的確な対応及びマネロン・テロ資金供与対策の促進）するとともに当局間ネットワーク・協力を強化
(金融庁の行政運営・組織の改革)	
1 金融庁のガバナンスの改善と総合政策機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 各種有識者会議の活用、英語による情報発信の強化、学術的成果の金融行政への活用に向けた環境整備を実施 ✓ 庁内横断的な重点施策の政策立案・総合調整機能の充実、外部有識者等を交えた職員による自主的な政策提言の枠組み（政策オープンラボ）を実施
2 検査・監督の見直し	✓ 「検査・監督基本方針」を踏まえた検査・監督を実践し、第三者による外部評価も活用しながら検査・監督の質・深度や実効性のある対話を不断に改善
3 金融行政を担う人材育成等	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 局・課室ごとに組織活性化や業務効率化に関する課題を特定し、取組み状況の「見える化」を行うほか、重点課題について幹部と直接意見交換を行う仕組み（少人数グループ幹事会）を設置 ✓ 職員が「自分の仕事を誰にも見てもらえていない」と感じることなく、双方向の活発なコミュニケーションが図られる環境を整備（業務単位の少人数グループ化、1 on 1 ミーティング）

実績評価における基本政策・施策等一覧（平成29～33年度）

基本政策	施策	令和元年度の主な事務事業	達成目標	測定指標(目標又は目標準)
I 金融システムの安定と金融仲介機能の発揮	1 マクロブルーデンスの取組と効果的な金融モニタリングの実施	① マクロブルーデンスの取組み ② 効果的な金融モニタリング（監督・検査）の実施	金融システムの安定性の維持及び金融機関の健全性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・[主要]「実践と方針」に基づくブルーデンスの取組み（金融システムの潜在的リスクをフォワード・ルッキングに分析、元年度） ・[主要]「実践と方針」に基づく金融モニタリングの実施状況（「実践と方針」に基づく金融モニタリングを実施、元年度） ・[主要]金融機関のリスク管理の高度化に向けた取組み（金融機関に対するヒアリング等を通じ、統合的なリスク管理態勢の把握・検証、元年度） ・[主要]各業態の健全性指標（自己資本比率、不良債権比率等）（前年度水準を維持、元年度） ・自己資本比率規制上の先進的なリスク計測手法の承認審査及び承認後のモニタリングの適切な実施（告示上の要件で定められるリスク管理態勢・内部統制の状況の確認、元年度） ・グローバルなシステム上重要な銀行等に対する適切な監督（関係当局との情報共有・意見交換も行いつつ、経済・市場・競争環境の変化を踏まえたリスク管理・経営管理の高度化等に向けたモニタリングを実施、元年度） ・国内で活動する金融機関のリスク管理及びリスクテイク戦略の高度化に向けた取組み（金融機関との対話を通じ、リスク管理及びリスクテイク戦略の把握・検証を実施、元年度） ・大手証券会社グループに対する適切な監督（ヒアリング等を通じ、ガバナンス機能の発揮や経営管理態勢及びリスク管理態勢の整備状況についてモニタリングを実施、元年度） ・大規模な保険会社及び保険会社グループに対する適切な監督（ヒアリング等を通じ、グループ全体としての経営実態・リスク管理態勢の把握・検証を実施、元年度）
	2 健全な金融システムの確保のための制度・環境整備	① 国際合意を踏まえた金融機関の健全性確保のためのルールの整備等 ② 円滑な破綻処理のための態勢整備	金融システムの安定性確保のためのルール整備等及び預金等定額保護下における破綻処理のための態勢整備の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・[主要]国際合意を踏まえた国内制度の検討及び整備（関連告示等の整備、I A I S（保険監督者国際機構）で検討されているI C S（国際的に活動する保険グループの「国際資本基準」）の最終化を視野に入れた対応を検討、元年度） ・[主要]必要な措置等の適切な実施による金融システムの混乱の回避（金融システムの混乱の回避、元年度） ・名寄せデータの精度（預金保険機構等との連携による名寄せデータ整備状況を検証、元年度）
	3 金融仲介機能の十分な発揮に向けた制度・環境整備と金融モニタリングの実施	① ビジネスモデルの持続可能性の確保に向けた取組の促進とその環境整備 ② 地域経済エコシステムの推進	金融機関が金融仲介機能を十分に発揮すること	<ul style="list-style-type: none"> ・[主要]ビジネスモデルの持続可能性の確保に向けた取組みの促進（金融機関の持続可能なビジネスモデルの構築を通じた金融仲介機能の発揮と健全性確保の両立、ガバナンス機能の向上に向けた取組みを促進、元年度） ・「経営者保証に関するガイドライン」の融資慣行としての浸透・定着（「経営者保証に関するガイドライン」の周知・広報及び金融機関との対話による「経営者保証に関するガイドライン」の積極的な活用を促進、元年度） ・金融機能強化法の活用を申請を受けた場合の経営強化計画の適切な審査、及び同法等に基づき資本参加を実施した金融機関に対する適切なフォローアップの実施（金融機能強化法の活用を申請を受けた場合に、経営強化計画を適切に審査し、同法等に基づき資本参加を実施した金融機関について、適切なフォローアップを実施し、計画の履行状況を半期ごとに公表、元年度） ・貸出態度判断D-1：（前年同期（31年3月）の水準を維持、元年度） ※日本銀行「全国企業短期経済観測調査」（日銀短観） ・地域経済エコシステムの推進（地域の課題解決、地域経済エコシステムの形成・深化、元年度）
II 利用者の保護と利用者利便の向上	1 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施	① 金融機関等による顧客本位の業務運営の確立と定着 ② 家計における長期・積立・分散投資の推進 ③ アクセシビリティの向上（利用者の利便を向上させるための取組） ④ 金融リテラシー（知識・判断力）の向上のための環境整備	国民の安定的な資産形成を促進すること、及び、利用者が真に必要な金融サービスを受けられること	<ul style="list-style-type: none"> ・[主要]金融機関による顧客本位の業務運営の確立と定着に向けた取組状況（金融機関による取組みの「見える化」の促進に向けた各種施策の実践、元年度） ・[主要]家計における長期・積立・分散投資の推進に向けた取組み状況（①N I S A制度関連の税制改正要望提出・元年度、②N I S A制度の周知・広報活動の拡充、元年度） ・利用者の利便を向上させるための取組み状況（①障がい者等の利便性向上に向けた取組みの実施（各金融機関に対するアンケート調査の公表等、元年度）、②後見制度支援預金等の導入状況に係る調査等の実施、元年度、③外国人の銀行口座の利用に関して、利便性を損なっている点についてその妥当性や対応策を調査・検討する、元年度） ・[主要]最低限身に付けるべき金融リテラシーの普及に向けた取組み状況（最低限身に付けるべき金融リテラシーの普及に向けた取組みの実施、元年度）
	2 利用者の保護を確保するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施	① 金融サービスを安心して享受できるための金融機関における態勢整備等 ② 利用者保護のための制度・環境整備	金融サービスの利用者の保護が図られること	<ul style="list-style-type: none"> ・[主要]利用者保護のための制度整備の進捗状況（所要の政令・内閣府令を整備等、元年度） ・[主要]預金取扱金融機関における更なる態勢整備（必要に応じて監督指針等の改正を行い、監督上の着眼点の明確化を行うとともに、顧客ニーズに即したサービス提供、顧客の信頼・安心感の確保等の観点からより優れた業務運営に向けモニタリングを行う、元年度） ・[主要]保険会社等における更なる態勢整備（必要に応じて監督指針等の改正を行い、監督上の着眼点の明確化を行うとともに、「顧客本位の業務運営に関する原則」を踏まえた、経営レベルでの議論や、社内各部門の連携状況・取組みをモニタリングし、より優れた業務運営に向けた商品設計や募集管理態勢等の整備を促していく、元年度） ・[主要]日本郵政グループにおける態勢整備（適切な顧客対応及び保険募集態勢の抜本的な改善やグループとしてのガバナンス発揮に向けた取組みを促していく、元年度） ・[主要]金融商品取引業者等における更なる態勢整備（必要に応じて監督指針等の改正を行い、監督上の着眼点を明確化するとともに自主規制機関等と連携しつつ、顧客ニーズに即したサービス提供、顧客の信頼・安心感の確保等の観点からより優れた業務運営に向けモニタリングを行う、元年度） ・[主要]貸金業者における更なる態勢整備（必要に応じて監督指針等の改正を行い、自主規制機関等と連携しながら、資金需要者等の利益の保護の観点から、貸金業者における更なる態勢整備を促すよう指導・監督を行う、元年度） ・[主要]前払式支払手段発行者及び資金移動業者における更なる態勢整備（必要に応じて事務ガイドラインの改正を行い、利用者保護の観点から、前払式支払手段発行者及び資金移動業者における更なる態勢整備を促すよう指導・監督を行う、元年度） ・[主要]無登録業者等に対する適切な対応（無登録業者の詐欺的な投資勧誘等についての注意喚起や、個別の無登録業者への適切な対応を行う、元年度）

基本政策	施策	令和元年度の主な事務事業	達成目標	測定指標(目標又は目標値)
				<ul style="list-style-type: none"> ・相談室相談員の研修受講状況（5回、元年度） ・金融トラブル連絡調整協議会の開催状況（2回、元年度） ・財務局及び地方自治体における多重債務相談窓口の設置状況（ほぼ全ての市区町村（99%）において設置されている状況、元年度） ・多重債務相談窓口の周知・広報に係る活動状況（多様な手段により効果的に周知・広報活動を行う、元年度） ・財務局における管内自治体の相談員等向け研修の実施（各財務局において実施、元年度） ・キャンセル等依存症対策の観点からの多重債務相談窓口と精神保健福祉センター等の専門機関との連携強化に向けた取り組みの状況（連携強化に向けた取り組みを行う、元年度） ・インターネットバンキング等金融犯罪被害の防止のためのセキュリティ対策の実施状況（インターネットバンキング等金融犯罪被害の防止のため、金融機関におけるセキュリティ対策の向上に向けた取り組みを促すよう指導・監督を行う、元年度） ・不正利用口座への対応状況（金融機関において利用停止等の措置を実施、元年度） ・振り込み詐欺救済法に基づく被害者への返金の状況（振り込み詐欺救済法に基づく被害者への返金については、引き続き、返金制度の周知徹底を図るとともに、金融機関による「被害が疑われる者」に対する積極的な連絡等の取り組みを促す、元年度） ・暗号資産交換業における態勢整備（資金決済法等改正法の施行に向けて、暗号資産交換業者における実効性のある態勢整備、自主規制機能の早期確立の促進、利用者に対する注意喚起の実施、国際的な連携、モニタリング体制・手法の検討を進めていく、元年度）
Ⅲ 市場の公正性・透明性と市場の活力の向上	1 金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化	<ol style="list-style-type: none"> ① 内外環境を踏まえた情報力・事案発掘力の強化 ② 迅速かつ効果的・効率的な検査・調査の実施 ③ 深度ある分析の実施と市場規律強化に向けた取り組み ④ ITの活用（SupTech）及び人材の育成 	市場監視機能の強化を通じて、我が国市場の公平性・透明性の確保及び投資者保護に資すること	<ul style="list-style-type: none"> ・【主要】タイムリーな市場監視、深度ある調査・分析の実施（マクロ的な視点に基づき潜在的リスクに着目した情報収集・分析等の実施、元年度） ・【主要】市場監視の空白を作らないよう、現在の市場監視の手法や着眼等の改善に向けた検討の実施（デジタル化の進展や新しい商品・取引の出現等、市場動向を監視し、改善に向けた検討を実施、元年度） ・【主要】迅速・効率的な検査・調査の実施（課徴金制度の積極的な活用、元年度） ・【主要】重大で悪質な事案に対する厳正な対応（関係機関とも連携の上、的確に刑事告発等を実施、元年度） ・【主要】法令違反等の背景・原因の究明等（再発防止のため、法令違反等の背景・原因を究明の上、対話を通じて問題意識を共有、元年度） ・【主要】グローバルな市場監視への貢献（IOSCO等に参加し、当局間での情報交換や法執行面での課題・協力のあり方等の議論への貢献などを実施、元年度） ・【主要】市場関係者との連携による市場監視機能の強化（自主規制法人・関係省庁、その他市場関係者との連携、元年度） ・【主要】ITの活用（DF技術の一層の向上及びシステム環境の高度化等を実施、元年度） ・【主要】人材の育成（市場監視を適切に行うための高度な専門性と幅広い視点を持った人材の育成、元年度）
	2 企業の情報開示の質の向上のための制度・環境整備とモニタリングの実施	<ol style="list-style-type: none"> ① 企業による情報開示の質の向上に向けた取り組みの実施 ② 金融商品取引法上のディスクロージャーの適正性の確保 ③ EDINETの整備 ④ 我が国において使用される会計基準の品質向上 ⑤ 適正な会計監査の確保のための態勢・環境整備に向けた取り組みの実施 ⑥ 公認会計士・監査法人等に対する適切な検査・監督 ⑦ 優秀な会計人材確保に向けた取り組みの推進 	企業の情報開示、会計基準・会計監査の質が向上すること	<ul style="list-style-type: none"> ・【主要】企業情報の開示の充実に向け、金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告（30年6月28日）を踏まえた取り組みの促進（元年度） ・金融商品取引法上のディスクロージャーの適正性を確保するための施策の実施状況（ディスクロージャーの適正性を確保するための施策を実施、元年度） ・有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）の稼働率（99.9%、元年度。なお、システム保守のための停止期間は稼働率の計算に含めない。） ・【主要】我が国において使用される会計基準の品質向上（国際会計基準（IFRS）の任意適用企業の拡大促進等の取り組みを推進、元年度） ・【主要】適正な会計監査の確保のための態勢・環境整備に向けた取り組みの実施状況（会計監査に関する情報提供の充実に向けた取り組みを実施、監査監督機関国際フォーラム（IFIAIR）への積極的貢献及び海外監査監督当局との連携強化、元年度） ・【主要】公認会計士・監査法人等に対する適切な検査・監督の実施状況（公認会計士・監査法人等に対する適切な検査・監督を実施、元年度） ・優秀な会計人材確保に向けた取り組みの実施状況（優秀な会計人材確保に向けた取り組みを実施、元年度） ・国際会計人材ネットワークの登録者数
	3 市場の機能強化、インフラの構築、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備	<ol style="list-style-type: none"> ① コーポレートガバナンス改革の深化に向けた取り組み ② 資産運用業の高度化 ③ 東京国際金融センターの推進 ④ 市場の機能強化に向けた環境整備 ⑤ 市場の安定性等確保に向けた監督の実施等 ⑥ 金融指標の信頼性・透明性の維持・向上 	市場の公正性・透明性、信頼性の高い魅力ある市場インフラの構築を確保しつつ、多様な資金調達手段等が提供されること	<ul style="list-style-type: none"> ・【主要】コーポレートガバナンス改革の深化に向けた取り組みの状況（投資家と企業の対話の深化に向け、ステュワードシップ・コードについて、2年度内を目途に改訂を行う。また、証券市場構造の見直しの動向を踏まえ、各市場のコンセプトにふさわしいガバナンスのあり方等の検討を行う、元年度） ・【主要】資産運用業の高度化に向けた取り組みの状況（投資運用業者における運用力強化に向けた業務運営態勢の確立等に取り組む、元年度） ・【主要】「金融業の拠点開設サポートデスク」で受け付けた相談への対応状況（「金融業の拠点開設サポートデスク」で受け付けた相談について、内容・ニーズに応じて的確に対応、元年度） ・海外プロモーション活動等の取り組み状況（当庁の資産運用業の高度化に係る施策を情報発信するため、海外での東京都等が主催するイベント等への参加等を行う、元年度） ・市場機能強化に向けての施策の推進状況（決済期間短縮化、令和2年度上期の総合取引所の実現等の諸施策について関係者への働きかけ、取り組みの支援等を行う、元年度） ・清算・振替機関等における財務基盤・システムの安定性の確保に向けた態勢整備、及び市場の利便性を向上するための取り組みの状況（清算・振替機関等に対して、財務基盤・システムの安定性が確保されているか等の観点から監督を実施するとともに、市場の利便性を向上するための取り組みを促す、元年度） ・金融指標の信頼性・透明性の維持・向上に向けた取り組みの状況（金銀協TIBOR改革の定着の観点から、金銀協TIBOR運営機関による指標算出業務が適正に実施されているか、日本円TIBORとユーロ円TIBORの統合等に向けた取り組みが進捗しているかを引き続き確認していくなど、金融指標の信頼性・透明性が維持・向上されるよう取り組んでいく、元年度）

基本政策	施策	令和元年度の主な事務事業	達成目標	測定指標(目標又は目標値)
(横断的施策)				
1 IT技術の進展等の環境変化を踏まえた戦略的な対応	① デジタルイノベーションの加速的な進展への対応	デジタルイノベーションの進展等の環境変化の中で、金融システムの安定、利用者保護を確保しつつ、イノベーションが促進しやすい環境を整備しつつ、利用者利便の向上を図ること	<ul style="list-style-type: none"> ・[主要]「決済」法制及び金融サービス仲介法制に係る制度整備についての検討(具体的な検討の推進、元年度) ・[主要]平成29年改正銀行法に係る取組み(銀行と電子決済等代理業者との間の契約締結義務に係る猶予期間の円滑な終了に向けた取組み、元年度) ・[主要]FinTechサポートデスク・FinTech実証実験ハブで受け付けた相談への対応状況(FinTechサポートデスクで受け付けた相談及びFinTech実証実験ハブでの支援を決定した案件について、内容・ニーズに応じて的確に対応、元年度) ・FinTech Innovation Hubによる情報収集の実施状況(最新のサービスや技術の動向を把握していくほか、金融分野におけるデータの利活用や課題について情報収集、元年度) ・XML電文に対応した全銀システム(「全銀EIDシステム」)稼働初期のフォローアップ(初期における円滑な稼働の確保、元年度) ・金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習の参加金融機関数(100社、元年度) ・情報セキュリティ対策の向上に向けた情報提供の実施状況(金融機関の情報セキュリティ対策の向上に向けた情報提供を実施、元年度) ・データの利活用に向けた取組み(データの利活用に向けた各種取組みの実施、元年度) 	
2 業務継続体制の確立と災害への対応	① 災害等発生時における金融行政の継続性確保 ② 金融機関等の業務継続体制の実効性の向上 ③ 災害への対応	大規模災害等発生時の金融システム全体(金融庁及び金融機関等)における業務継続体制の確立を図ること 東日本大震災、28年熊本地震、30年7月豪雨及び令和元年台風第19号等による被災者の生活や事業の再建の支援等により、被災地の復旧・復興に資すること	<ul style="list-style-type: none"> ・[主要]災害等発生時における金融行政の継続確保のための取組み(「政府業務継続計画(首都直下地震対策)」などを踏まえ金融庁業務継続計画等の実効性を検証し、必要に応じて見直しを実施、元年度) ・[主要]災害等発生時に備えた訓練(金融行政の継続確保の観点から、関係機関と連携して実践的な訓練を実施、元年度) ・[主要]業界横断的業務継続訓練の実施(訓練の実施、元年度) ・「個人債務者の私的整理に関するガイドライン(以下「個人版私的整理ガイドライン」という)の運用支援、東日本大震災事業者再生支援機構の活用促進(個人版私的整理ガイドラインの運用支援・周知広報及び東日本大震災事業者再生支援機構の活用促進、元年度) ・金融機能強化法(震災特例)に基づき資本参加を実施した金融機関に対する適切なフォローアップの実施(金融機能強化法(震災特例)について、適切なフォローアップを実施し、計画の履行状況を半期ごとに公表、元年度) ・自然災害被災者債務整理ガイドラインの運用支援(自然災害被災者債務整理ガイドラインの運用支援・周知広報、元年度) ・被災者からの相談を受け付ける相談ダイヤルを活用した各種災害時における被災者からの相談等の受付(各種災害が発生した際に、被害状況等を踏まえ、必要に応じて相談ダイヤルを設置、元年度) 	
3 その他の横断的施策	① 世界共通の課題の解決への貢献 ② 国際的な当局間のネットワーク・協力の強化 ③ 規制・制度改革等の推進 ④ 事前確認制度の適切な運用 ⑤ 金融行政におけるITの活用 ⑥ 許認可等の審査プロセスの効率化・迅速化・透明化の推進等	世界共通の課題の解決への貢献及び当局間のネットワーク・協力の強化により、我が国及び世界の経済・金融の発展と安定に資すること。金融行政を円滑に遂行するための環境を確保すること 基本政策に横断的に関係する施策の実施により、金融行政の目標の実現を図ること	<ul style="list-style-type: none"> ・[主要]世界共通の課題の解決への貢献(国際的な議論への貢献、残された国際的な金融規制改革項目への対応、持続可能な開発目標(SDGs)の推進、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対応における国際的な議論・連携、本邦金融機関のマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る態勢強化、元年度) ・[主要]国際的な当局間のネットワーク・協力の強化(各国との具体的な取組みを更に推進する等、相手国当局との規制・監督等の協力枠組みを強化、元年度) ・「規制改革実施計画」に盛り込まれる項目等の検討作業(「規制改革実施計画」に盛り込まれる項目等の検討・必要な措置を実施、元年度) ・ノーアクションレター、一般法令照会の受理から回答までの処理期間(ノーアクションレター制度等を利用して法令照会への対応について、所定の処理期間の遵守を徹底するとともに、可能な限り、その短縮を図る、元年度) ・金融行政におけるITの活用(金融庁デジタルガバナメント中長期計画の着実な推進及び情報セキュリティ対策推進計画に基づくセキュリティ対策の実施、元年度) ・窓口対応の改善に向けた取組状況(アンケートの実施、元年度) ・保険募集人等の営業活動における旧姓使用に向けた取組状況(必要な制度改正及び金融庁及び金融業界におけるシステム改修等を推進、2年度) 	

(金融庁の行政運営・組織の改革)				
1 金融庁のガバナンスの改善と総合政策機能の強化	① 金融庁自体を環境変化に遅れることなく不断に自己改革する組織に資する(ガバナンスの改善) ② 金融行政に関する広報の充実 ③ 総合政策機能の強化 ④ 金融技術の発展を受けた対応	金融庁のガバナンス改善等を通じた金融行政の質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・[主要]各種有識者会議の積極的活用(有識者からの提言等を金融行政へ継続的かつ的確に反映、元年度) ・[主要]第三者による金融庁のモニタリングに対する外部評価の実施(外部からの意見等を金融行政へ継続的かつ的確に反映、元年度) ・[主要]金融庁ウェブサイトへのアクセス件数(対前年度比増加、元年度) ・外部有識者を変えた職員による自主的な政策提案の枠組み(政策オープンラボ)の実施(職員一人ひとりが政策形成に参加する機会を拡充、元年度) ・アカデミアとの連携強化による学術的成果の金融行政への更なる活用のための環境整備(具体的な取組みの推進、元年度) 	
2 検査・監督の見直し	① 検査・監督手法の見直し	金融を巡る環境の変化やそれに伴う優先課題の変化を踏まえ、金融行政の目標を達成するために、「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」を踏まえた検査・監督を実施するとともに、モニタリングの質・深度を更に高めるべく不断に改善を図っていくこと	<ul style="list-style-type: none"> ・[主要]「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」に沿った、検査・監督への移行のための個別分野ごとの「考え方と進め方」及び時々の重要な課題や着眼点等の整理・公表の進捗状況。検査・監督の品質管理の実施状況(新しい考え方に沿った検査・監督の実践、元年度) 	
3 金融行政を担う人材育成等	① 金融庁の組織文化(カルチャー)の変革	職員が真に「国民のため、国益のために動く」組織へと変革していく	<ul style="list-style-type: none"> ・[主要]職員の多面的な人事評価の実施・活用状況(公正な人事を実現、元年度) ・[主要]専門分野における人材育成の実施状況(組織の専門性を向上、元年度) ・[主要]職員満足度調査の結果を踏まえた局・課室ごとの課題の特定、改革目標の「見える化」の実施状況(組織文化の改革の浸透、元年度) ・[主要]職員が「自分の仕事を誰にも見てもらえていない」と感じることなく、双方向の活発なコミュニケーションが図られる環境整備(業務単位の少人数グループ化、1on1ミーティング)や、職員のキャリア形成や成長支援の実施状況(人材育成の実効性を向上、元年度) ・[主要]業務効率化や超過勤務削減の実施状況(ワークライフバランスを実現する職場環境を整備、元年度) ・[主要]人事改革の進捗状況の検証・公表状況(人事改革を定着・深化させるPDCAサイクルを構築、元年度) 	

各施策及び主な事務事業

基本政策 I	金融システムの安定と金融仲介機能の発揮
施策 I - 1	マクロプルーデンスの取組と効果的な金融モニタリングの実施
施策 I - 2	健全な金融システムの確保のための制度・環境整備
施策 I - 3	金融仲介機能の十分な発揮に向けた制度・環境整備と金融モニタリングの実施

施策 I - 1

マクロプルーデンスの取組と効果的な金融モニタリングの実施

<p>施策の概要</p>	<p>マクロ経済・金融市場の動向や金融機関を含む市場参加者の動向、資金フローの動向等について精緻かつリアルタイムに把握し、金融システムの潜在的リスクをフォワード・ルッキングに分析するとともに、その分析結果を基にオン・オフ一体の効果的な金融モニタリング（監督・検査）を実施する。</p>
<p>達成すべき目標</p>	<p>金融システムの安定性の維持及び金融機関の健全性の確保</p>
<p>目標設定の 考え方・根拠</p>	<p>企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生 の増大のためには、金融機関の健全性の確保を通じて、金融システム の安定性が維持されることが必要である。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融庁設置法 ・各業法の目的規定、各種監督指針 ・金融検査・監督基本方針(平成 30 年 6 月 29 日) ・証券モニタリング基本方針 ・「日本再興戦略」改訂 2016 (28 年 6 月 2 日閣議決定) ・G20 サンクトペテルブルク・サミット首脳宣言 (25 年 9 月 6 日) ・G20 サミット首脳宣言・行動計画 (20 年 11 月 15 日) ・利用者を中心とした新時代の金融サービス～金融行政のこれまでの 実践と今後の方針(令和元事務年度)～(以下「実践と方針」)(令 和元年 8 月 28 日)
<p>測定指標 (目標値・達成時期)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・[主要]「実践と方針」に基づくプルーデンスの取組み（金融シ ステムの潜在的リスクをフォワード・ルッキングに分析、元年度） ・[主要]「実践と方針」に基づく金融モニタリングの実施状況（「実 践と方針」に基づく金融モニタリングを実施、元年度） ・[主要]金融機関のリスク管理の高度化に向けた取組み（金融機関 に対するヒアリング等を通じ、統合的なリスク管理態勢の把握・ 検証、元年度） ・[主要]各業態の健全性指標（自己資本比率、不良債権比率等）（前 年度水準を維持、元年度） ・自己資本比率規制上の先進的なリスク計測手法の承認審査及び承 認後のモニタリングの適切な実施（告示上の要件で求められるリ スク管理態勢・内部統制の状況の確認、元年度） ・グローバルなシステム上重要な銀行等に対する適切な監督（関係 当局との情報共有・意見交換も行いつつ、経済・市場・競争環境 の変化を踏まえたリスク管理・経営管理の高度化等に向けたモニ タリングを実施、元年度）

	<ul style="list-style-type: none"> ・国内で活動する金融機関のリスク管理及びリスクテイク戦略の高度化に向けた取組み（金融機関との対話を通じ、リスク管理及びリスクテイク戦略の把握・検証を実施、元年度） ・大手証券会社グループに対する適切な監督（ヒアリング等を通じ、ガバナンス機能の発揮や経営管理態勢及びリスク管理態勢の整備状況についてモニタリングを実施、元年度） ・大規模な保険会社及び保険会社グループに対する適切な監督（ヒアリング等を通じ、グループ全体としての経営実態・リスク管理態勢の把握・検証を実施、元年度）
参考指標	—

主な事務事業の取組内容	
① マクロプルーデンスの取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・内外経済・金融市場の動向をリアルタイムに情報収集し、得られた情報を踏まえ、金融システムにおける潜在的なリスク等を分析・評価した上で、横断的な視点から金融機関をモニタリングする。さらに、確認されたリスクに対して、日本銀行等とも連携し多面的な情報分析を行い、金融システムの安定を確保する観点から、必要な検討及び対応を行う。
② 効果的な金融モニタリング（監督・検査）の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・「実践と方針」等に基づき、上記マクロプルーデンスの取組みを踏まえ、経営管理・リスク管理体制について金融機関との対話を実施する。また、金融システムの安定性を確保するため、モニタリング担当部局（総合政策局リスク分析総括課、監督局等）が緊密に連携し、オン・オフ一体のリスクベースによる効果的・効率的なモニタリングを実施する。さらに、金融モニタリングの結果については、金融機関の自主的な経営改善に資するよう、情報提供（フィードバック）等の充実に取り組む。 ・特に、本邦金融機関に対しては、健全性を確保する観点から、以下の点について、重点的にモニタリングを行う： <ul style="list-style-type: none"> ①長期に亘る低金利環境下において、金融機関が過剰なリスクテイクを行い、その結果として金融システムに大きな影響を及ぼすリスクが蓄積していないか。 ②低金利環境やマクロ環境が変化する中において、金融機関が持続可能なビジネスモデルを構築し、健全性を維持できるか。 ・グローバルベースでのモニタリングの実効性を高める観点から、3メガバンクグループ、野村グループ、大規模な保険会社及び保険会社グループについて、関係監督当局が参加する監督カレッジ会合を開催する。 ・金融行政上の重要課題について、国際的なベストプラクティスも踏まえながら検証手法の充実に取り組む。

- ・引き続き、自己資本比率規制上の先進的なリスク計測手法の承認審査及び承認後のモニタリングを適切に行う。
- ・先端の専門的知見を、効率的・効果的に活用するため、組織内のニーズに応じて、適切な外部専門家の登用に取り組む。また、登用した外部専門家や外部有識者の活用などを通じて専門人材の育成等に計画的に取り組む。
- ・金融モニタリングにおけるデータについては、引き続き、モニタリング内容の変更に応じた見直し・整備を行うほか、金融機関の負担軽減の観点から、金融庁と日本銀行との間において内容が類似している徴求データの統一化を進める。
- ・金融機関におけるコンプライアンス・リスクを早期に特定・評価するため、ITを用いて、当局に寄せられた苦情・相談の分析を高度化させるとともに、内外の規制・経済情勢に関する幅広い情報の収集・分析に取り組む。
- ・「実践と方針」等に基づき、金融機関の内部監査部門等との意見交換を実施し、内部監査の水準や規模・特性を踏まえた内部監査の更なる高度化を促す。
- ・経営陣の姿勢、内部統制の仕組み、企業文化等の着眼点をもとに、企業価値向上に向けた金融機関のコンプライアンス・リスク管理の高度化に係る対話を実施する。
- ・LIBORが2021年末にも公表停止される可能性があり、多様な利用者に影響が及ぶことになるため、金融機関において、LIBOR公表停止の影響評価や、LIBORを利用する顧客に対して適切な対応を進めるために必要な社内態勢の整備状況等をモニタリングしていく。
- ・このほか、業態ごとのビジネスモデルやそれに起因する課題に応じ、以下の取組みを実施する。

【大手銀行グループ】

- ・収益手段の拡大・多様化を企図して海外業務やグループ連携業務を推進し、また、ITの進展等に伴う経営インフラの刷新や非金融業との協業を進めた結果、大手銀行グループが抱えるリスクは多様化・複雑化している。それらの課題を踏まえ、a)グループベース、グローバルベースのガバナンス態勢の構築、b)クレジットサイクルの転換を見据えた対応、c)ビジネスモデルの変化とリスク管理の高度化等について対話を行う。

【地域金融機関】

- ・リスクテイクが収益・リスク・資本のバランスという面や金融仲介機能を十分に発揮する観点から適切な戦略となっているか、また、外部環境の変化等に対して機動的に対応可能となっているか等の視点から、経営管理・リスク管理態勢の高度化を促す。

【証券会社】

- ・大手証券会社グループについては、金融ビジネス環境の変化を踏まえ

た持続可能なビジネスモデルや実効性のあるコンプライアンス態勢及び顧客の利益を尊重した業務態勢の構築に向けた対応を含め、適切な経営戦略の策定・推進を支えるガバナンス機能の発揮についてモニタリングを実施する。また、グローバルな業務展開を支える経営管理態勢及びリスク管理態勢の整備状況についてモニタリングを実施する。

- ・ ネット系証券会社についてはフィンテック等を用いて新たな収益の柱となり得るビジネスモデルの構築に努めている状況を踏まえ、新しいビジネスモデルが投資家保護の観点から適切であるかについてもモニタリングを行っていく。また、システム障害発生時の対応も含めたシステムリスク管理態勢の整備状況についてモニタリングを実施する。
- ・ 準大手・地域証券会社については、投資家保護のための態勢整備等を中心にメリハリをつけたモニタリングを継続して実施する。中でも経営改善への意欲はあるもののビジネスモデルの確立に悩む証券会社については、経営トップとの対話などを通じて、経営改善策の具体化に向けた議論の活性化を促していく。

【保険会社】

- ・ 保険会社を取り巻く内外の環境変化や各保険会社の規模やビジネスモデルの多様性を踏まえ、各保険会社のリスクプロファイルに応じた効果的・効率的なモニタリングを実施する。特に、大規模な保険会社及び保険会社グループについては、グループ全体としての経営実態・リスク管理態勢の把握・検証を行う。
- ・ 具体的には、保険会社の財務の健全性を確保するため、各社における経済価値ベースの考え方を取り入れたリスク管理の高度化を促しつつ、保険会社を取り巻くリスクの変化や、これに対応した保険会社の行動をフォワードルッキングに分析し、機動的なモニタリングを行っていく。
- ・ また、保険会社のリスク管理の高度化と中長期的な健全性の確保を可能とする一方、その内容次第では、保険会社の過度なリスク回避行動を惹起し、意図せざる影響を及ぼす可能性もあるところ、本年5月に設置した「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する有識者会議」において、そのメリット・デメリットを考慮しつつ、国際的な議論を踏まえた規制の方向性を検討する。
- ・ 上記のモニタリングに当たっては、持続可能なビジネスモデルの構築を促す観点から、取締役会等の組織が重要な経営判断の過程において、深度ある議論を行っているか、経営トップ等に対して有効に牽制・監督機能を発揮しているかなども注視する。また、こうしたモニタリングを通じて把握した各社のガバナンスの実効性の度合いに応じて、経営陣等と実効性の向上に向けた対話を行う。加えて、内部監査の実態に応じて、内部監査部門との対話を行い、その高度化を促していく。

【その他の業態】

- ・ 事業親会社グループによる新規事業の展開や検討が進んでいることな

どを踏まえ、引き続き、銀行経営の独立性や事業親会社グループの有する他業リスクからの遮断、個人情報適切な取扱い等について確認するとともに、銀行として持続可能なビジネスモデルの構築に向けた対話を実施していく。また、事業親会社の経営戦略における金融事業の位置づけや新形態銀行の業務運営に与える影響についても、引き続き確認していく。さらに、専らインターネット等による非対面取引を行う銀行に対しては、IT ガバナンスの状況をしっかりと確認するとともに、システムの安定性やセキュリティ確保の状況等について検証を行う。

- ・電子決済等代行業者の適切な登録審査や、業容拡大に伴う業務運営状況について、電子決済等代行業者の負担に配慮しつつ、モニタリングを実施することで、イノベーションを推進するとともに、利用者保護やシステムの安定性を確保していく。
- ・我が国で活動する外国金融機関について、ビジネスモデル変容に伴う日本拠点のリスク変化を捉えた上で、経営管理、法令等遵守、リスク管理及び内部管理の各態勢やガバナンスについてモニタリングを実施する。態勢上の不備が認められた外国金融機関に対しては、適切な態勢整備を求める。
- ・ゆうちょ銀行・かんぽ生命保険について、資産運用の多様化及びそれに応じたリスク管理の高度化等、低金利環境下での安定的な収益確保の取組みの進捗状況について確認する。
- ・店頭FX業者について、情報開示及びストレステストを適切に実施するための態勢の整備状況についてモニタリングを実施する。特に、ストレステストについては、開始までの間に各店頭FX業者における試算状況を確認するなど、その準備を促す。また、ストレステストの結果を踏まえ、決済リスク管理態勢についてモニタリングを実施する。
- ・投資運用業者について、投資運用業者として目指すべき具体的な姿（経営目標・経営指標等）やそれを達成するための具体的な方策について対話を行う。特に、運用力の強化に向けた主要課題であるグローバル運用体制の強化、人材の育成・確保、業務インフラの革新については、海外の運用会社等の先進的な取組み等も踏まえながら、その進捗状況についてモニタリングすることを通じ、運用力強化に向けた業務運営態勢の確立等に向けて取り組む。
- ・投資助言・代理業者について、ウェブサイト上の広告表示やメールマガジン等による勧誘行為の情報分析・検証を進め、事実と異なる表示等を行っている業者に対しては、必要に応じて監督上の対応を行う等、厳正な対応を行う。
- ・第二種金融商品取引業者について、広告・勧誘及びファンド運営の実態に関する情報分析・検証を進め、リスクベースでのモニタリングを行うとともに、貸付事業を投資対象とするファンド持分の取得勧誘を行う二種業者については、情報開示状況等の実態把握を実施する。

- ・適格機関投資家等特例業務届出者について、問題のある業者に対しては、必要に応じて監督上の対応を行う。
- ・信用格付業者について、海外当局との連携も図りながら、通じてモニタリングを実施する。

【担当部局名】

総合政策局

リスク分析総括課、マクロ分析室、大手銀行モニタリング室、コンダクト企画室、情報・分析室、リスク管理検査室

監督局

総務課、総務課健全性基準室、総務課郵便貯金・保険監督参事官室、銀行第一課、外国証券等モニタリング室、銀行第二課、地域金融企画室、銀行第二課協同組織金融室、保険課、証券課

証券取引等監視委員会事務局

証券検査課

施策 I - 2

健全な金融システムの確保のための制度・環境整備

<p>施策の概要</p>	<p>金融システムの安定性を確保するため、国際合意を踏まえた金融システムの安定確保のためのルール整備等や、預金等定額保護下における破綻処理のための態勢整備の充実を図る。</p>
<p>達成すべき目標</p>	<p>金融システムの安定性確保のためのルール整備等及び預金等定額保護下における破綻処理のための態勢整備の充実</p>
<p>目標設定の 考え方・根拠</p>	<p>金融システムは、資金仲介・リスク仲介機能や決済機能を担い、経済活動の基盤をなすことから、国民生活と経済活動の健全かつ円滑な発展のためには、金融システムの安定性が確保される必要であり、そのためのルール整備等を行う。</p> <p>【根拠】</p> <p>預金保険法第1条、ペイオフ解禁の実施にあたっての所感（平成17年4月1日大臣発言）、自己資本比率告示、主要行等向けの総合的な監督指針 等</p>
<p>測定指標 (目標値・達成時期)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ [主要] 国際合意を踏まえた国内制度の検討及び整備（関連告示等の整備、IAIS（保険監督者国際機構）で検討されているICS（国際的に活動する保険グループの「国際資本基準」）の最終化を視野に入れた対応を検討、令和元年度） ・ [主要] 必要な措置等の適切な実施による金融システムの混乱の回避（金融システムの混乱の回避、元年度） ・ 名寄せデータの精度（預金保険機構等との連携による名寄せデータ整備状況を検証、元年度）
<p>参考指標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各業態の健全性指標＜自己資本比率、不良債権比率等＞

主な事務事業の取組内容

① 国際合意を踏まえた金融機関の健全性確保のためのルール整備等

- ・ 国際合意を踏まえ、我が国金融機関の健全性を適切にモニタリングするための規制案を検討・公表する。
- ・ 保険会社に係る資産・負債の経済価値ベースによる評価・監督手法について、IAIS（保険監督者国際機構）で検討されているICS（国際的に活動する保険グループの「国際資本基準」）に相当する規制を導入した場合における課題や国際的な議論等を踏まえつつ、対応を検討する。
- ・ 外国為替取引における決済リスク削減のために、本年度下期から始ま

	<p>る同時決済導入の本格フェーズにおいては、比較的規模の小さな投資運用業者も対象となることから、引き続き、関係者の対応状況をモニタリングするとともに、関係者間の連携の強化や取組みへの理解の促進に努め、我が国の信託勘定における同時決済を促していく。</p>
<p>② 円滑な破綻処理のための態勢整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・金融危機が生ずるおそれがあると認められるときは、それを未然に防止するための必要な措置を講ずるとともに適切にフォローアップ等を行う。 ・名寄せデータの精度の維持・向上等の観点から、預金保険機構等の関係機関と連携し、名寄せデータの整備状況の確認を行う。

【担当部局名】

監督局

総務課監督調査室、総務課健全性基準室、総務課信用機構対応室、総務課郵便貯金・保険監督参事官室、銀行第一課、銀行第二課、銀行第二課協同組織金融室、保険課総合政策局
リスク分析総括課

施策 I - 3

金融仲介機能の十分な発揮に向けた制度・環境整備と金融モニタリングの実施

<p>施策の概要</p>	<p>金融機関による金融仲介機能の十分な発揮に向け、顧客本位の良質なサービスの提供ができるよう必要となる制度・環境整備の構築を図るとともに、効率的・効果的な金融モニタリングを実施し、金融機関による持続可能なビジネスモデルの構築を促す。</p>
<p>達成すべき目標</p> <p>目標設定の 考え方・根拠</p>	<p>金融機関が金融仲介機能を十分に発揮すること</p> <p>人口の減少や高齢化の進展、世界的な金利トレンドの変化や、情報技術の革新など、金融業を取巻く環境は大きく変化している。</p> <p>地域金融機関が金融仲介機能を発揮することを通じて、顧客本位の良質な金融サービスを提供し、企業の生産性向上や地域経済の発展に貢献して、金融機関自身も安定した顧客基盤と収益を確保するためには、持続可能なビジネスモデルを構築していくことが必要である。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者を中心とした新時代の金融サービス～金融行政のこれまでの実践と今後の方針～（令和元事務年度）（令和元年8月28日公表） ・金融仲介の取組状況を客観的に評価できる指標群（KPI）（元年9月9日公表） ・経済財政運営と改革の基本方針2019（元年6月21日閣議決定） ・経済財政運営と改革の基本方針2018（平成30年6月15日閣議決定） ・新しい経済政策パッケージ（29年12月8日閣議決定） ・未来への投資を実現する経済対策（28年8月2日閣議決定） ・地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策（26年12月27日閣議決定） ・成長戦略2019（元年6月21日閣議決定） ・未来投資戦略2018（30年6月15日閣議決定） ・未来投資戦略2017（29年6月9日閣議決定） ・日本再興戦略2016（28年6月2日閣議決定） ・日本再興戦略 改訂2015（27年6月30日閣議決定） ・「金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項（提言）」（26年6月12日） ・「金融・資本市場活性化に向けての提言」（25年12月13日） ・金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン（22年12月24日） ・株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律案（30年5月16日成立、5月23日公布・施行）

	<ul style="list-style-type: none"> ・第 197 回国会 参議院財政金融委員会における麻生財務大臣兼金融担当大臣の所信表明（31 年 3 月 7 日） ・第 197 回国会 衆議院財政金融委員会における麻生財務大臣兼金融担当大臣の所信表明（31 年 2 月 15 日）
測定指標 (目標値・達成時期)	<ul style="list-style-type: none"> ・[主要] ビジネスモデルの持続可能性の確保に向けた取組みの促進（金融機関の持続可能なビジネスモデルの構築を通じた金融仲介機能の発揮と健全性確保の両立、ガバナンス機能の向上に向けた取組みを促進、元年度） ・「経営者保証に関するガイドライン」の融資慣行としての浸透・定着（「経営者保証に関するガイドライン」の周知・広報及び金融機関との対話による「経営者保証に関するガイドライン」の積極的な活用を促進、元年度） ・金融機能強化法の活用を受けた場合の経営強化計画の適切な審査、及び同法等に基づき資本参加を実施した金融機関に対する適切なフォローアップの実施（金融機能強化法の活用を受けた場合に、経営強化計画を適切に審査し、同法等に基づき資本参加を実施した金融機関について、適切なフォローアップを実施し、計画の履行状況を半期ごとに公表、元年度） ・貸出態度判断D. I.（前年同期（31 年 3 月）の水準を維持、元年度） ※ 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」（日銀短観） ・地域経済エコシステムの推進（地域の課題解決、地域経済エコシステムの形成・深化、元年度）
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・金融サービス利用者相談室における貸し渋り・貸し剥がしに関する情報、金融円滑化ホットラインにおける情報等の受付状況<内容・件数> ・法人向け規模別貸出残高（日本銀行「預金・現金・貸出金」） ・融資先企業アンケート調査等による取引先金融機関に対する企業の評価に関する情報<内容>

主な事務事業の取組内容	
①	<p>ビジネスモデルの持続可能性の確保に向けた取組みの促進とその環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域金融機関のビジネスモデルの持続可能性確保に向けて、昨年度に試行した「探究型対話」で得られた知見を活用し、対話手法の確立やモニタリングの担い手の能力向上、財務局への浸透を図りながら、金融庁・財務局が一体となって地域金融機関との間でビジネスモデルに関する対話を深めていく。 ・確固たる経営理念の下での戦略・計画の実行、PDCAの実践状況等について、例えば、人的資源の確保・育成・活用を含む適切な実施態勢の

構築や地域とのリレーションの深化のあり方等も含め、地域金融機関の各階層（経営トップから役員、本部職員、支店長、営業職員）、社外取締役と心理的安全性の確保に留意しつつフラットな関係で対話を実施していく。

- ・さらに、探究型対話の実践の際の有用な材料とするため、昨年度に金融庁に組成した「地域生産性向上支援チーム」が地域の関係者との対話を通じて地域企業の現状・産業構造等に関する幅広い情報収集・関係構築に取り組み、その対象地域を全国に広げ、金融庁・財務局における金融機関との対話の質を向上させていく。
- ・経営トップや社外取締役等との対話のチャンネルや機会を充実させる。これに留まらず、金融機関と当局の双方が共通の課題認識を持って、その解決に向けてより一層具体的かつ深度ある対話を行い、金融機関内での自発的な議論が活発に行われるよう、地域金融機関の経営・ガバナンスの改善に資する主要論点（コア・イシュー）を策定するとともに、社外取締役への情報発信（対話を含む）を充実させる。
- ・新たな早期警戒制度の枠組みに基づき、地域金融機関の持続可能な収益性や将来にわたる健全性に着目したモニタリングを行い、持続可能なビジネスモデルの構築に向けた早め早めの経営改善を促していく。
- ・「銀行勘定の金利リスク（IRRBB）」にかかる新たなモニタリングについては、リスク量が基準値に抵触したことをもって過大なリスクテイクを行っていると思なされるものではないことに留意し、その背景にある経営環境やビジネスモデル等についても十分に分析した上で、持続可能なビジネスモデルの構築に向けた深度ある対話を行っていく。
- ・地域金融機関や海外展開支援業務に関する専門家等との更なる対話を通じて、地域の中堅・中小企業の海外進出支援に関するニーズや課題、参考となる好事例等の把握に努めるとともに、他省庁や関係専門機関との連携体制の確立を推進していく。
- ・協同組織金融機関の持続可能なビジネスモデルの構築に向けて、財務局と連携し、中央機関に対して、信用金庫・信用組合にどのようなサポートが必要か引き続き対話を通じて確認し、その役割を積極的に発揮するよう促す。また、信用金庫・信用組合における持続可能なビジネスモデルに関する探究型対話を、試行的に全国の財務局に広げていく。
- ・地域銀行によるインフラ的サービスの維持と地域経済・産業の再生を図るため、「成長戦略実行計画」に基づき、独占禁止法の適用除外に係る特例法の制定に向け関係省庁として協力し、対応していく。
- ・地域企業の生産性向上等に向けた金融機関の取組みをサポートするため、地域活性化や事業承継等を円滑に実施するための議決権保有制限の緩和や、地域商社への5%超の出資を可能にするなどの、業務範囲に関する規制緩和を実施する。

- ・金融機関が、コンプライアンス・リスクの低減を図りつつ、柔軟な人材配置を行うことで、人材（ヒューマンアセット）の育成とこれを通じた良質な顧客向けサービスの提供に取り組みやすくなるよう、人事ローテーション等に関する監督指針の規定の見直しを行う。
- ・他の金融機関向け出資に係る制限（ダブルギアリング規制）の特例承認について、地域の金融仲介機能の継続的な発揮に資する一定の出資等を対象範囲とするよう、告示等を見直しを行う。
- ・「経営者保証に関するガイドライン」の周知・広報を継続して行う。また、金融機関が担保・保証に過度に依存しない融資を行うために、「経営者保証に関するガイドライン」の経営上の位置付けや事業承継時の保証徴求の対応等について、経営トップを含めた金融機関との対話を実施するとともに以下の取組みを行う。
 - i) 円滑な事業承継を促す観点から、事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則を策定し、周知・広報を行う。
 - ii) 新規融資時や事業承継時における保証徴求割合を「金融仲介の取組状況を客観的に評価できる指標群（KPI）」として設定し、各銀行の自主的な開示を促すとともに、その見える化を行う。
- ・地域金融機関の将来にわたる健全性を確保するための規律付け・インセンティブ付与としての機能も視野に入れ、預金保険料率のあり方の方向性について、関係者による検討を行う。
- ・政府系金融機関と民間金融機関の連携・協力等の実態を正確かつ具体的に把握するとともに、公的金融と民間金融の望ましい関係のあり方について、政府系金融機関、民間金融機関及び関係省庁と議論を行っていく。
- ・地域金融機関の地域企業に対する支援能力を強化するため、地域経済活性化支援機構においては、地域金融や地域企業への専門家派遣、日本人材機構を通じた経営人材の紹介、さらに地域金融機関等と連携し、地域活性化ファンドの共同運営や設立・運営サポートといった人材・ノウハウ支援に重点的に取り組むこととしており、地域金融機関における両機構の活用を促進する。
- ・金融機能強化法の活用を受けた場合は、経営強化計画について、金融仲介の取組みの実行性及び収益化の実現性の観点から検証・評価する。
- ・金融機能強化法に基づき国が資本参加を行なう金融機関については、金融仲介機能の十分な発揮を促進する観点から、持続可能なビジネスモデルの構築に向けた取組みを促すなど、当局として適切なフォローアップを行うとともに、計画の履行状況を半期ごとに公表する。
- ・早期健全化法に基づく資本増強行については、経営健全化計画の着実な履行を確保する観点から、当局として適切なフォローアップを行うとともに、計画の履行状況を半期ごとに公表する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・資本増強行による公的資金の返済について、引き続き適切かつ柔軟に対応していく。
<p>② 地域経済エコシステムの推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・金融育成庁として、昨事務年度、金融庁若手有志が立ち上げた「地域課題解決支援チーム」の取組みを更に進め、チームメンバーが地域課題のある現場に飛び込み、地方と中央、官と民の結節点となって、地域課題の解決に直接資する施策を共同企画・実施していくとともに、この活動を組織的に支援する「地域課題解決支援室」を立ち上げる。 ・同室及び生産性向上支援チームの活動を通じて財務局と連携を強化しながら、地域の課題解決、地域経済エコシステムの形成・深化に貢献していく。

【担当部局名】

監督局

総務課監督調査室、総務課健全性基準室、総務課信用機構対応室、銀行第一課、銀行第二課、銀行第二課協同組織金融室、地域金融企画室、地域課題解決支援室、地域銀行モニタリング室

基本政策Ⅱ	利用者の保護と利用者利便の向上
施策Ⅱ－１	利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施
施策Ⅱ－２	利用者の保護を確保するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施

施策Ⅱ－１

利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施

施策の概要	国民の安定的な資産形成を促進するよう、金融機関による顧客本位の業務運営の確立と定着に向けた取組みや、家計における長期・積立・分散投資の推進に向けた取組みなどを行うとともに、利用者が真に必要な金融サービスを受けられるよう取組みを行う。
達成すべき目標	国民の安定的な資産形成を促進すること、及び、利用者が真に必要な金融サービスを受けられること
目標設定の考え方・根拠	<p>国民の安定的な資産形成を促進し、また、利用者が真に必要な金融サービスを受けられるようにするためには、家計及び金融機関に対する取組みを推進する必要がある。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none">・金融経済教育研究会報告書（平成 25 年 4 月 30 日公表）・消費者教育の推進に関する基本的な方針（25 年 6 月 28 日閣議決定）・金融・資本市場活性化に向けての提言（25 年 12 月 13 日公表）・金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項（提言）（26 年 6 月 12 日公表）・消費者基本計画（27 年 3 月 24 日閣議決定）・未来への投資を実現する経済対策（28 年 8 月 2 日閣議決定）・未来投資戦略 2018—「Society 5.0」「データ駆動型社会」への変革—（30 年 6 月 15 日閣議決定）・外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について（令和元年 6 月 18 日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（25 年法律第 65 号）・高齢社会対策大綱（30 年 2 月 16 日閣議決定）・「高齢社会における金融サービスのあり方」（中間的なとりまとめ）（30 年 7 月 3 日）・「利用者を中心とした新時代の金融サービス～金融行政のこれまでの実践と今後の方針～（令和元事務年度）」（元年 8 月 28 日）

<p style="text-align: center;">測定指標 (目標値・達成時期)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・[主要] 金融機関による顧客本位の業務運営の確立と定着に向けた取組状況（金融機関による取組みの「見える化」の促進に向けた各種施策の実践、元年度） ・[主要] 家計における長期・積立・分散投資の推進に向けた取組み状況（①NISA制度関連の税制改正要望提出・元年度、②NISA制度の周知・広報活動の拡充、元年度） ・利用者の利便を向上させるための取組み状況（①障がい者等の利便性向上に向けた取組みの実施（各金融機関に対するアンケート調査の公表等、元年度）、②後見制度支援預金等の導入状況に係る調査等の実施、元年度、③外国人の銀行口座の利用に関して、利便性を損なっている点についてその妥当性や対応策を調査・検討する、元年度） ・[主要]最低限身に付けるべき金融リテラシーの普及に向けた取組み状況（最低限身に付けるべき金融リテラシーの普及に向けた取組みの実施、元年度）
<p style="text-align: center;">参考指標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択し、取組方針、自主的なKPI及び投資信託の販売会社における比較可能な共通KPIを策定・公表した金融事業者数 ・つみたてNISA、一般NISA及びジュニアNISAの口座数

<p>主な事務事業の取組内容</p>	
<p>① 金融機関等による顧客本位の業務運営の確立と定着</p>	<p>金融機関による顧客本位の業務運営の確立と定着に向け、以下の取組みを実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「原則」を自らの経営理念に取り入れ、その実現に向けた戦略・取組みが、営業現場に浸透し、実践されているか、経営者等と対話を行う。 ・外貨建保険等の販売額が増加している商品について、営業現場における顧客宛提案等の実態や本部における管理の状況についてモニタリングを行う。 ・比較可能な共通KPIの時系列分析結果の公表等により、その更なる普及・浸透を図り、金融機関の取組みの「見える化」を促進していく。また、分析結果を基に、それぞれの業態が抱える顧客の属性等を踏まえたふさわしい商品や販売方法のあり方などについて、金融機関と議論を行う。 ・良質なアドバイスができる人材の育成や、顧客の利益を金融機関がより目指していくような手数料体系のあり方について、金融機関と議論をしていく。 ・顧客の側に立ってアドバイスを提供する担い手が拡充されるよう、フィナンシャル・プランナー等の現状や収益構造のあり方も含めた課題を調

	<p>査し、顧客本位の業務運営に向けた環境整備を進める。</p>
<p>② 家計における長期・積立・分散投資の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国民の生涯を通じた安定的な資産形成を支援する制度のあり方について、英国 I S A も参考としつつ、具体的な検討を行う。 ・N I S A 制度の恒久化・利便性向上に向けた税制改正要望等を行う。 ・身近な場である職場単位でつみたてN I S A 等の長期・積立・分散投資のきっかけが行われるよう、金融庁のみならず他の中央官庁、地方自治体、民間企業に拡大されるよう、関係者との連携の上で、地方公共団体等での職場セミナーの開催をサポートする等の働きかけを行う。 ・企業団体・士業団体等を通じ、民間企業に対するつみたてNISA 普及に向けた働きかけを行うほか、金融庁や財務局からの講師の派遣を行う。また、つみたてN I S A 普及の担い手となりうる、日本銀行・業界団体・金融機関・フィナンシャルプランナー（F P）等との連携強化にも努める。 ・金融サービス利用者が金融商品購入時に参考とできるよう、金融商品販売会社との対話におけるポイントを策定する。そうした対話を充実させるための金融商品販売会社の取組みも含めて参考となる事例を収集しながら、利用者のベスト・プラクティスとして提供することを検討する。 ・S N S を通じた情報発信や、つみたてNISA 特設サイトを通じた広報等について、I T 企業等のサポートを得て、より効果的な情報発信を行う。
<p>③ アクセシビリティの向上（利用者の利便を向上させるための取組）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者等が、金融機関の窓口やA T M を通じて、安全で利便性の高い金融サービスを利用できるようにするため、施設・態勢の整備、現場職員への浸透の徹底、障がい者向けサービスの提供内容の表示・周知を促していく。 ・成年後見制度を利用者にとって安心かつ安全な制度とするため、各金融機関の後見制度支援預金及び後見制度支援信託の導入を促していく。また、金融機関において、預貯金の仮払い制度への対応も含め現場の職員が顧客の不測の事態に対し、適切かつ柔軟に対応できるよう、実態調査を行い、業界に必要な対応を促していく。 <p>このほか、認知症サポーターの養成等や認知症に関する様々な金融商品・サービスの普及に向け、各金融機関の取組みを後押しする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（30年12月25日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）等を踏まえ、外国人の銀行口座の利用に関して、利便性を損なっている点についてその妥当性や対応策を調査・検討する。また、外国人や、外国人の受入れに関係する先に対し、預貯金口座及び送金サービスの利用や犯罪等への注意喚起等の情報を周知していく。

④ 金融リテラシー（知識・判断力）の向上のための環境整備

金融リテラシー向上のため、引き続き様々な機会を活用しながら着実に金融経済教育を推進していく。

・改訂学習指導要領の円滑な導入

3年4月より中学生向けの、4年4月より高校生向けの、金融経済分野に関する記述がより充実した新学習指導要領による学習が開始され、今後教育現場の準備が本格的に進められる予定である。改訂された中高生向けの新学習指導要領及び同解説においては、キャッシュレス化の進展を踏まえた金融・情報リテラシーの向上も強調されている。

このため、大学の教員養成課程の講義や中学・高校での研究授業に金融庁より講師を派遣し、教員や学生との意見交換等を通して、金融経済教育のあり方の議論に参画し、将来的に金融経済教育が全国でスムーズに行われるよう、準備を行っていく。

・コンテンツの策定・改善

各地での出張授業などから得られた教育現場のニーズも踏まえ、効果的に金融経済教育を行うことができるような教材の作成・展開を行う。具体的には、情報リテラシーの向上にも留意しながら、ワークショップ形式の授業を可能とする教材、教員向けの副教材等を作成する。また、こうした教材を実際に現場で試験的に使うことを通じて、更なる改善を行う。

・出張授業における展開

各地の学校に対し、引き続き、金融庁・財務局の職員を派遣し出張授業を行う。今後、金融経済教育を「面」的に展開するために、金融庁が、金融経済教育に取り組んできた金融中央広報委員会をはじめとする関係者と連携していくことに加え、財務局においても、各都道府県の金融広報委員会や地域の教育機関等、金融経済教育に関する関係者とネットワークの構築を図る。

・インサイダー取引規制について分かりやすく解説するため「インサイダー取引規制に関するQ&A」を本年7月に改訂。今後は、Q&Aの改訂について、経済団体や個別企業幹部への説明を通じた普及活動等を行い、株式投資等が、上場企業役職員を含めより多くの個人の資産形成に有効活用されるよう促す。

【担当部局名】

総合政策局

総合政策課、リスク分析総括課

企画市場局

市場課

監督局

総務課、銀行第二課協同組織金融室、総務課金融会社室、総務課郵便貯金・保険監督参事官室、銀行第一課、銀行第二課、保険課、証券課

施策Ⅱ－２

利用者の保護を確保するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施

<p>施策の概要</p>	<p>金融サービスの利用者の保護が図られるために、金融実態に則した利用者保護ルール等を整備し、利用者が金融商品・サービスを安定して利用できるような利用者の信頼度の高い金融システムの構築を図る。</p> <p>また、制定した利用者保護ルールの運用状況を注視し、そのフォローアップを適切に行うとともに、金融関連犯罪の防止等に取り組む。</p>
<p>達成すべき目標</p>	<p>金融サービスの利用者の保護が図られること</p>
<p>目標設定の 考え方・根拠</p>	<p>金融商品・サービスの多様化・高度化が進む中、金融サービスの利用者が各種リスクを十分に理解し、金融商品・サービスを安心して受けられるよう、利用者保護のための相談等の枠組みの充実等、周辺環境の整備を図る必要がある。</p> <p>また、その業務の公共性を十分に認識した上で、金融機関の法令等遵守態勢の確立されることが重要であることから、法令等遵守に対する適切な行政対応を行うとともに、必要に応じて金融実態に対応した利用者保護ルール等を整備する必要がある。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各業法の目的規定、各監督指針等 ・金融・資本市場競争力強化プラン（平成 19 年 12 月 21 日） ・多重債務問題改善プログラム（19 年 4 月 20 日多重債務者対策本部決定） ・預貯金者保護法、振り込め詐欺救済法、消費者基本計画（27 年 3 月 24 日） ・顧客本位の業務運営に関する原則（29 年 3 月 30 日） ・ギャンブル等依存症対策推進基本計画（31 年 4 月 19 日閣議決定） ・保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（30 年 3 月 30 日成立）
<p>測定指標 (目標値・達成時期)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・[主要]利用者保護のための制度整備の進捗状況（所要の政令・内閣府令を整備等、令和元年度） ・[主要]預金取扱金融機関における更なる態勢整備（必要に応じて監督指針等の改正を行い、監督上の着眼点の明確化を行うとともに、顧客ニーズに即したサービス提供、顧客の信頼・安心感の確保等の観点からより優れた業務運営に向けモニタリングを行う、元年度） ・[主要]保険会社等における更なる態勢整備（必要に応じて監督指針等の改正を行い、監督上の着眼点の明確化を行うとともに、「顧

客本位の業務運営に関する原則」を踏まえた、経営レベルでの議論や、社内各部門の連携状況・取組みをモニタリングし、より優れた業務運営に向けた商品設計や募集管理態勢等の整備を促していく、元年度)

- ・[主要]日本郵政グループにおける態勢整備（適切な顧客対応及び保険募集態勢の抜本的な改善やグループとしてのガバナンス発揮に向けた取組みを促していく、元年度)
- ・[主要]金融商品取引業者等における更なる態勢整備（必要に応じて監督指針の改正を行い、監督上の着眼点を明確化するとともに自主規制機関等と連携しつつ、顧客ニーズに即したサービス提供、顧客の信頼・安心感の確保等の観点からより優れた業務運営に向けモニタリングを行う、元年度)
- ・[主要]貸金業者における更なる態勢整備（必要に応じて監督指針等の改正を行い、自主規制機関等と連携しながら、資金需要者等の利益の保護の観点から、貸金業者における更なる態勢整備を促すよう指導・監督を行う、元年度)
- ・[主要]前払式支払手段発行者及び資金移動業者における更なる態勢整備（必要に応じて事務ガイドラインの改正を行い、利用者保護の観点から、前払式支払手段発行者及び資金移動業者における更なる態勢整備を促すよう指導・監督を行う、元年度)
- ・[主要]無登録業者等に対する適切な対応（無登録業者の詐欺的な投資勧誘等についての注意喚起や、個別の無登録業者への適切な対応を行う、元年度)
- ・相談室相談員の研修受講状況（5回、元年度)
- ・金融トラブル連絡調整協議会の開催状況（2回、元年度)
- ・財務局及び地方自治体における多重債務相談窓口の設置状況（ほぼ全ての市区町村（99%）において設置されている状況、元年度)
- ・多重債務相談窓口の周知・広報に係る活動状況（多様な手段により効果的に周知・広報活動を行う、元年度)
- ・財務局における管内自治体の相談員等向け研修の実施（各財務局において実施、元年度)
- ・ギャンブル等依存症対策の観点からの多重債務相談窓口と精神保健福祉センター等の専門機関との連携強化に向けた取組みの状況（連携強化に向けた取組みを行う、元年度)
- ・インターネットバンキング等金融犯罪被害の防止のためのセキュリティ対策の実施状況（インターネットバンキング等金融犯罪被害の防止のため、金融機関におけるセキュリティ対策の向上に向けた取組みを促すよう指導・監督を行う、元年度)
- ・不正利用口座への対応状況（金融機関において利用停止等の措置を実施、元年度)
- ・振り込め詐欺救済法に基づく被害者への返金の状況（振り込め詐

	<p>欺救済法に基づく被害者への返金については、引き続き、返金制度の周知徹底を図るとともに、金融機関による「被害が疑われる者」に対する積極的な連絡等の取組みを促す、元年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・暗号資産交換業における態勢整備（資金決済法等改正法の施行に向けて、暗号資産交換業者における実効性のある態勢整備、自主規制機能の早期確立の促進、利用者に対する注意喚起の実施、国際的な連携、モニタリング体制・手法の検討を進めていく、元年度)
<p>参考指標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各指定紛争解決機関における苦情処理・紛争解決手続の実施状況<受付件数等> ・無届けで募集等を行っている者に対する警告書の発出・公表件数 ・金融サービス利用者相談室における相談等の受付件数 ・財務局及び地方自治体における多重債務相談件数 ・金融機関への口座不正利用にかかる情報提供件数 ・インターネットバンキングによる不正送金被害発生等の状況<件数・金額> ・振り込め詐欺救済法に基づく被害者への被害回復分配金の支払状況<金額> ※預金保険機構公表資料 ・振り込め詐欺被害発生状況・被害額<件数・金額> ※警察庁公表資料 ・無登録業者等及び無届募集に係る裁判所への申立て件数

<p>主な事務事業の取組内容</p>	
<p>① 金融サービスを安心して享受できるための金融機関における態勢整備等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者保護等の観点に留意しつつ、所要の政令・内閣府令の整備を行う。その他、必要に応じ、制度の見直しの検討を行う。 ・金融監督上重要なテーマについて業界横断的な実態の把握・分析、課題の抽出を行う等実態把握を行うとともに、より優れた業務運営に近づく観点からの対話を重ねていく。なお、モニタリングの中で、法令違反の事実や内部管理態勢上の問題・改善の余地等が確認された場合には、的確・厳正な判断の下、業務改善命令・業務停止命令等の行政処分も含めて機動的な対応を行い、金融機関等における業務改善の実施状況を適切にフォローアップするとともに、再発防止・内部統制環境の維持・向上に努める。 ・預金取扱金融機関については、真に顧客のためになるサービス提供を通じた顧客の利益の実現を図るとともに、金融サービスを安心して利用できる環境を整備する観点からモニタリングを実施する。 ・保険会社等については、商品審査の段階から従来以上に、商品の狙い・見込み顧客層、保険募集管理等の態勢整備の状況を確認していく。さらに、態勢整備を含む顧客本位の業務運営のためには、例えば、商品

開発部門と保険募集管理部門等の社内各部門が適切に連携の上、業務運営を行っていくことが重要であり、経営レベルでどのような議論や取組みが行われているか、包括的にモニタリングを行う。

- ・かんぽ生命及び日本郵便については、郵便局を含めた現場レベルに顧客の意向や状況に沿った営業を浸透させ、実質的に顧客の利益が守られるよう、乗換に係る不適切事案の根本原因の究明に向けた調査やその結果を踏まえた改善策の策定・実行状況についてモニタリング等を行う。その際には、営業目標・インセンティブのあり方、コンプライアンスを遵守するカルチャーの醸成、適切な実態把握に基づく経営陣によるリーダーシップの下でのガバナンスの発揮に着目し、かんぽ生命とその募集人である日本郵便の両社に対して、募集態勢の抜本的な改善を促す。
- ・日本郵政については、かんぽ生命やその募集人である日本郵便が緊密に連携し、募集態勢の抜本的な改善が図られるよう、グループの持株会社としてのガバナンス発揮に向けた取組みを促す。
- ・ゆうちょ銀行については、投信販売残高の拡大を目標としており、コンサルティング営業の適切な強化の観点から、郵便局を含めた現場レベルにおける高齢者の勧誘や適合性の確認等、顧客本位の業務運営の状況についてモニタリングしていく。
- ・少額短期保険業者については、最低基準を満たした業務運営が行われているか、ガバナンス、人的構成等について適切な態勢整備がなされているかという観点からモニタリングを実施する。また、保険金額の引受けの上限金額に関する経過措置適用業者の監督に当たっては、引き続き、本則に円滑に移行するための計画の策定・実行状況について確認し、対応を求める。
- ・金融商品取引業者等が顧客のニーズに適った金融商品・サービスの提供や資産運用能力の向上に努めているか等の観点からモニタリングを実施する。
- ・貸金業者については、業務の適正な運営の確保及び資金需要者等の利益の保護を図る観点から、十分な態勢を整備するよう指導・監督していく。なお、いわゆるヤミ金対策については、「多重債務問題改善プログラム」に基づき、警察当局、都道府県と連携してヤミ金業者の撲滅に向けて取り組むとともに、新たな形態のヤミ金についても、実態把握を行い、必要な対応を行っていく。
- ・暗号資産を取り巻く環境の変化等を踏まえた資金決済法等改正法の円滑な実施に向けて、政府令・事務ガイドラインの改正や実効性のある登録審査・モニタリング体制・手法の検討、暗号資産を巡る自主規制機能の早期確立の促進などの取組みを推進していく。また、自主規制機関等とも連携しつつフォワードルッキングなモニタリングを実施し、無登録業者への対応を継続的に実施するほか、第2回暗号資産ラウンドテーブルを開催するなど海外当局等との連携を強化していく。
- ・前払式支払手段発行者及び資金移動業者については、利用者保護の観点から、適切な業務運営やサービスの適切な提供を確保するよう指導・監督していく。

② 利用者保護のための制度・環境整備

- ・無登録業者への対応については、警察当局や消費者庁等と情報を共有する等連携して対応するとともに、無登録業者に対して、速やかに警告書を発出する。海外の無登録業者については、必要に応じて海外当局との情報共有を行う。また、裁判所への違反行為の禁止命令等の申立てにかかる調査も積極的に実施する。
また、無届出募集等を行う者についても、上記に準じた対応を行う。
- ・金融サービス利用者の利便性向上のため、金融サービス利用者相談室において、利用者の目線に立った行政という観点から、利用者からの質問・相談・意見等の一元的な受付及び適切な対応を行う。また、研修を充実させることなどで、相談員の相談対応水準の向上を図り、相談態勢の充実を推進する。
- ・金融トラブル連絡調整協議会（指定紛争解決機関（以下「指定機関」という。）、学識経験者・消費者団体及び弁護士等によって構成）等の枠組みも活用し、金融ADR制度の運用状況のフォローアップを実施し、必要に応じ、更なる改善を図る点について検討を行う。
- ・指定機関向け監督指針に沿った監督を通じて、利用者の信頼性向上や各指定機関の特性を踏まえた運用の整合性の確保を図る。また、金融ADR連絡協議会（すべての指定機関によって構成）を活用し、指定機関間の連携強化に取り組む。
- ・多重債務相談の主要な担い手である地方自治体の主体的な取組みを促すとともに、相談者が各自治体などの多重債務相談窓口を訪れる契機とするため、これら相談窓口の認知度向上を図るための周知・広報を実施する。
- ・財務局の多重債務相談窓口における直接相談の受付、各局における管内自治体の相談員等向けの研修の実施等、各局管内の都道府県、市区町村における相談体制の強化をバックアップする。
- ・ギャンブル等依存症対策基本法の施行も踏まえ、ギャンブル等依存症対策が多重債務対策にもつながるよう、「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」（31年4月閣議決定）に則し、多重債務相談窓口と精神保健福祉センター等の専門機関との連携体制の構築等を進める。
このほか、多重債務問題懇談会等を通じた貸し手・借り手の状況の実態把握を行うとともに、多重債務発生予防のための金融経済教育等を推進する。
- ・4年4月の成年年齢引下げに向けて、引き続き、今後の業界の貸付方針・取組状況等を把握の上、必要な対応について業界と議論していく。
- ・銀行カードローンについては、融資審査の厳格化を徹底し、業務運営の適正化をスピード感を持って推進していくため、各行が多重債務の発生防止の趣旨や利用者保護等の観点を踏まえた適切な業務運営を行っているか、詳細な実態把握を進める。把握された課題については、ベスト・プラクティスの共有や対話を通じて、具体的な改善を促していく。
- ・インターネット等を利用した非対面取引による利便性の向上に配慮し

つつ、関係機関と連携し、新たな手口を含む不正送金・利用被害の実態を踏まえた対策の実施や、顧客へのセキュリティ対策にかかる情報提供や啓発といった取組みを、預金取扱金融機関やその他の決済サービスを提供する事業者に促すとともに、これらの事業者に対するモニタリングの強化を図っていく。

- ・振り込め詐欺等の特殊詐欺の手口は年々巧妙化し、特殊詐欺被害は認知件数及び被害額共に依然として高水準で推移している。こうした状況を踏まえ、各金融機関に対しては、特殊詐欺による被害の未然防止策の更なる実施や実効性の検証に努めるよう促していく。また、預金口座の不正利用に関する情報提供を受けた場合、明らかに信憑性を欠くと認められる場合を除き、当該口座が設置されている当該金融機関及び警察当局への速やかな情報提供等を実施する。加えて、被害の迅速な回復のため、引き続き、「振り込め詐欺救済法」に沿った、被害者救済対応を的確に行っているかについて確認し、官民一体による返金制度の周知や、預保納付金を用いた犯罪被害者等支援事業の周知を徹底する。

【担当部局名】

監督局

総務課監督調査室、総務課、総務課金融会社室、総務課郵便貯金・保険監督参事官室、銀行第一課、銀行第二課、銀行第二課協同組織金融室、保険課、証券課

企画市場局

総務課調査室、総務課信用制度参事官室、総務課ADR室、企業開示課

総合政策局

総合政策課金融サービス利用者相談室、リスク分析総括課フィンテックモニタリング室

証券取引等監視委員会事務局

総務課

基本政策Ⅲ	市場の公正性・透明性と市場の活力の向上
施策Ⅲ－１	金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化
施策Ⅲ－２	企業の情報開示の質の向上のための制度・環境整備とモニタリングの実施
施策Ⅲ－３	市場の機能強化、インフラの構築、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備

施策Ⅲ－１

金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化

<p>施策の概要</p>	<p>金融取引のグローバル化、複雑化、高度化等の環境の変化に対応するため、タイムリーな市場監視を行い、その結果、法令違反等が認められた場合には、課徴金納付命令等の勧告、犯則事件としての告発を行い、厳正に対処する。これら市場監視機能の更なる強化を通じて、我が国市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護を図る。</p>
<p>達成すべき目標</p>	<p>市場監視機能の強化を通じて、我が国市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護に資すること</p>
<p>目標設定の 考え方・根拠</p>	<p>市場取引の公正性・透明性を確保し、投資者の保護を図ることは、資本市場の健全な発展及び国民経済の持続的な成長に必要不可欠である。(施策Ⅰ－１②参照)</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融商品取引法第26条、第177条、第210条 等 ・証券取引等監視委員会 中期活動方針(第9期) ・利用者を中心とした新時代の金融サービス～金融行政のこれまでの実践と今後の方針～(令和元事務年度)(令和元年8月28日公表)
<p>測定指標 (目標値・達成時期)</p>	<ol style="list-style-type: none"> ①[主要]タイムリーな市場監視、深度ある調査・分析の実施(マクロ的な視点に基づき潜在的リスクに着目した情報収集・分析等の実施、元年度) ②[主要]市場監視の空白を作らないよう、現在の市場監視の手法や着眼等の改善に向けた検討の実施(デジタルイノベーションの進展や新しい商品・取引の出現等、市場動向を監視し、改善に向けた検討を実施、元年度) ③[主要]迅速・効率的な検査・調査の実施(課徴金制度の積極的な活用、元年度) ④[主要]重大で悪質な事案に対する厳正な対処(関係機関とも連携の上、的確に刑事告発等を実施、元年度) ⑤[主要]法令違反等の背景・原因の究明等(再発防止のため、法令違反等の背景・原因を究明の上、対話を通じて問題意識を共有、元年度) ⑥[主要]グローバルな市場監視への貢献(IOSCO等に参加し、当局間での情報交換や法執行面での課題・協力のあり方等の議論への貢献などを実施、元年度) ⑦[主要]市場関係者との連携による市場監視機能の強化(自主規制法人・関係省庁、その他市場関係者との連携、元年度) ⑧[主要]ITの活用(DF技術の一層の向上及びシステム環境の高度化等を実施、元年度)

	⑨[主要]人材の育成（市場監視を適切に行うための高度な専門性と幅広い視点を持った人材の育成、元年度）
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・取引審査実施状況<内容・件数> ・取引調査に係る勧告の実施状況<内容・件数> ・開示検査に係る検査終了件数、勧告の実施状況<内容・件数> ・課徴金納付命令の実績<内容・件数> ・犯則事件の告発の実施状況<内容・件数> ・海外当局との情報交換件数<内容・件数> ・市場参加者等に対する意見交換会等の実施状況<内容・件数>

主な事務事業の取組内容	
① 内外環境を踏まえた情報力・事案発掘力の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・問題の早期発見につなげるため、マクロ的な視点に基づき潜在的リスクに着目した情報収集・分析を行うなど、タイムリーな市場監視を行うほか、深度ある調査・分析に取り組む。 ・デジタルライゼーションの進展や新しい商品・取引の出現等、市場で起きていることを常に注意深く監視し、市場監視の空白を作らないよう、現在の市場監視の手法や着眼等の改善に向けて検討を進める。
② 迅速かつ効果的・効率的な検査・調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・事案が大型化・複雑化する中、課徴金制度を積極的に活用し、検査・調査を迅速・効率的に行う。 ・クロスボーダー取引による違反行為に対しては、当局間の情報交換枠組み等も活用しつつ、実態を解明し、適切な法執行を行う。 ・重大で悪質な事案については、関係機関とも連携の上、的確に刑事告発を行うなど、厳正に対処する。
③ 深度ある分析の実施と市場規律強化に向けた取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・検査・調査で法令違反等が認められた場合、行政処分の勧告等を行うだけでなく、法令違反等の背景・原因を究明の上、対話を通じて問題意識を共有し、再発防止を図る。 ・IOSCO等に参加し、当局間での情報交換や法執行面での課題・協力のあり方等の議論への貢献などを通じて、国際的な協力関係を深めていく。 ・国際機関、海外当局、自主規制法人・関係省庁、その他市場関係者との間で連携の拡大を図っていくことにより、全体としての市場監視機能の強化に努めていく。

④ ITの活用（SupTech）及び人材の育成

- ・ AI等の先進的技術の活用も含めた新たな市場監視システムの導入に向けて、検討を進める。
- ・ DF技術の一層の向上及びシステム環境の高度化を継続的に推進するほか、市場監視を適切に行うための高度な専門性と幅広い視点を持った人材育成に取り組む。

【担当部局名】

証券取引等監視委員会事務局

総合政策局

総務課審判手続室

企画市場局

市場課

監督局証券課

施策Ⅲ－２

企業の情報開示の質の向上のための制度・環境整備とモニタリングの実施

<p>施策の概要</p>	<p>企業による情報開示や会計基準・会計監査の質の向上に向けた制度・環境整備を図るとともに、適正な情報開示、会計監査の確保のためのモニタリングを実施する。</p>
<p>達成すべき目標</p>	<p>企業の情報開示、会計基準・会計監査の質が向上すること。</p>
<p>目標設定の 考え方・根拠</p>	<p>資本市場の機能強化や国民の安定的な資産形成を実現する観点から、投資家の投資判断に必要な情報を十分かつ適時に分かりやすく提供することや、企業と投資家の建設的な対話に資する情報開示を促進していくことが重要である。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「成長戦略フォローアップ」（令和元年６月２１日閣議決定） ・「未来投資戦略２０１８」（平成３０年６月１５日閣議決定） ・「未来投資戦略２０１７」（２９年６月９日閣議決定） ・「利用者を中心とした新時代の金融サービス～金融行政のこれまでの実践と今後の方針～（令和元事務年度）」（元年８月２８日） ・金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告（３０年６月２８日） ・企業会計審議会「国際会計基準（ＩＦＲＳ）への対応のあり方に関する当面の方針」（２５年６月１９日） ・「会計監査の在り方に関する懇談会」提言（２８年３月８日） ・企業会計審議会「監査基準の改訂に関する意見書」（３０年７月５日、元年９月３日） ・「会計監査についての情報提供の充実に関する懇談会」報告書（３１年１月２２日）
<p>測定指標 (目標値・達成時期)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・[主要] 企業情報の開示の充実に向け、金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告（３０年６月２８日）を踏まえた取組みの促進（元年度） ・金融商品取引法上のディスクロージャーの適正性を確保するための施策の実施状況（ディスクロージャーの適正性を確保するための施策を実施、元年度） ・有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（ＥＤＩＮＥＴ）の稼働率（９９．９％、元年度。なお、システム保守のための停止期間は稼働率の計算に含めない。） ・[主要] 我が国において使用される会計基準の品質向上（国際会計基準（ＩＦＲＳ）の任意適用企業の拡大促進等の取組みを推進、

	<p>元年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・[主要] 適正な会計監査の確保のための態勢・環境整備に向けた取組みの実施状況（会計監査に関する情報提供の充実に向けた取組みを実施、監査監督機関国際フォーラム（I F I A R）への積極的貢献及び海外監査監督当局との連携強化、元年度） ・[主要] 公認会計士・監査法人等に対する適切な検査・監督の実施状況（公認会計士・監査法人等に対する適切な検査・監督を実施、元年度） ・優秀な会計人材確保に向けた取組みの実施状況（優秀な会計人材確保に向けた取組みを実施、元年度） ・国際会計人材ネットワークの登録者数
<p>参考指標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・課徴金納付命令の実績<内容・件数> ・開示書類の提出会社数（内国会社） ・有価証券報告書、臨時報告書、大量保有報告書等の提出件数 ・E D I N E Tのアクセス件数（API 経由のアクセス件数を含む） ・E D I N E Tの利用者の利便性向上のための取組みの実施状況<内容> ・I F R Sの任意適用企業数及びその時価総額の割合 ・公認会計士等に対する行政処分の実施状況<内容・件数> ・監査法人等に対する検査及び勧告の実施状況<件数> ・公認会計士・監査審査会ウェブサイトへのアクセス件数

<p>主な事務事業の取組内容</p>	
<p>① 企業による情報開示の質の向上に向けた取組みの実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告（30年6月28日）を踏まえ改正を行った企業内容等の開示に関する内閣府令（31年1月公布）について、有価証券報告書における経営戦略等の記述情報の充実にかかる項目が令和2年3月期から適用されることから、その円滑な実施に向け、特に企業の経営者に対して働きかけを行う。 また、同報告を踏まえ公表した、「記述情報の開示の好事例集」（31年3月公表）について、引き続き開示の好事例を収集し、更新する。
<p>② 金融商品取引法上のディスクロージャーの適正性の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「企業内容等の開示に関する留意事項（開示ガイドライン）」等に基づき、引き続き、適正な情報開示を確保するとともに行政対応の透明性・予測可能性の向上に努める。 ・有価証券届出書等の発行開示書類については、記載内容の適正性が確保されるよう、開示ガイドラインに基づき、各財務局等を通じた記載内容等に関する事前相談や受理時における審査等を行う。 ・有価証券報告書等の継続開示書類については、有価証券報告書レビュー

	<p>一を通じ、記載内容の適正性の確保に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有価証券報告書等の虚偽記載等の違反行為に対して、課徴金制度を適切に運用する。
③ EDINETの整備	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度に着手するシステム再構築について、金融庁のシステムにおけるリーディングケースとなるべく、構築期間の短縮と費用圧縮の観点を含め、パブリッククラウドの採用やアジャイル型開発手法等の新しい技術・手法の導入について金融庁内外の関係者と連携しつつ検討を行う。 ・システムの安定運用及び情報セキュリティの確保に引き続き努めるとともに、企業内容等の開示に係る制度改正に伴う改修等の対応を行う。
④ 我が国において使用される会計基準の品質向上	<ul style="list-style-type: none"> ・財務会計基準機構（FAS F）、企業会計基準委員会（ASBJ）、日本公認会計士協会等の関係機関と連携しつつ、IFRSへの移行を容易にするため、IFRS適用企業の負担を軽減する等更なる取組みを進めるとともに、IFRSに関する我が国からの国際的な意見発信を強化する。 ・金融商品会計基準の検討等、日本基準の高品質化に向けたASBJの取組みをサポートする。また、時価算定会計基準については、地域金融機関等における有価証券運用態勢の一層の高度化にも資するよう、円滑な導入に向けた必要な取組みを行う。 ・「国際会計人材ネットワーク」登録者数1,000名を目指し、国際的な会計人材の育成に向けた取組みを推進する。
⑤ 適正な会計監査の確保のための態勢・環境整備に向けた取組みの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・監査法人が適用したガバナンス・コードの実効性について、公認会計士・監査審査会とも連携し、監査法人に対するモニタリング等を通じて検証する。 ・英国等における監査市場を巡る議論の動向も踏まえつつ、監査法人のローテーション制度を含め我が国の監査市場のあり方についての調査・研究を行う。 ・監査報告書への「監査上の主要な検討事項」の記載や通常とは異なる監査意見等に関する説明・情報提供など、会計監査に関する情報提供の充実に向けて新たに導入された施策について、実効性あるものとするための調査・分析及び所要の制度整備を行う。 ・監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）事務局への支援の継続、IFIARにおける議論の国内への還元、一元的な金融監督当局としての知見も活用したIFIARへの積極的な貢献を通じ、グローバルな監査品質向上や各国の監査監督当局との一層の連携強化に取り組む。
⑥ 公認会計士・監査法人等に対する適切な検査・監督	<ul style="list-style-type: none"> ・虚偽証明等の問題事例について、厳正な処分を行うなど、引き続き、公認会計士・監査法人等に対する適切な監督を実施する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査品質を向上させるため、トップの姿勢を含む経営層の認識及び具体的な施策への反映状況、監査法人のガバナンス・コードを踏まえて構築・強化した態勢について、監査品質の向上のために実効的なものとなっているか検証する。 ・ 海外子会社にかかるグループ監査の対応状況や、新規に監査契約を受嘱した監査事務所の監査実施体制、ITを活用した監査やサイバーセキュリティ対策の状況を確認する。 ・ 日本公認会計士協会が行う品質管理レビューにかかる審査を公認会計士・監査審査会として適切に行うとともに、監査法人等に対する検査等を的確に実施し、必要があると認めるときは、金融庁に処分等の勧告を行う。 ・ モニタリングにより把握した状況については、情報の内容や発信の充実に努めつつ、分かりやすい情報提供を行う。 ・ 日本公認会計士協会の品質管理レビュー等の実効性向上の進捗等を踏まえ、モニタリングとの実効的な連携等に取り組む。
⑦	<p style="text-align: center;">優秀な会計人材確保に向けた取組みの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公認会計士試験受験者の裾野をより拡大するため、大学生、高校生向けの講演をはじめ、その他広報活動等を日本公認会計士協会とも連携して実施する。

【担当部局名】

企画市場局

企業開示課

総合政策局

IFIAR 戦略企画室、総務課審判手続室

公認会計士・監査審査会

施策Ⅲ－３

市場の機能強化、インフラの構築、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備

<p>施策の概要</p>	<p>市場機能の強化、信頼性の高い魅力ある市場インフラの構築、市場の公正性・透明性の確保のための制度・環境整備として、資金調達にかかる利便性の向上等の環境を整備するための取組みを行う。</p>
<p>達成すべき目標</p>	<p>市場の公正性・透明性、信頼性の高い魅力ある市場インフラの構築を確保しつつ、多様な資金調達手段等が提供されること。</p>
<p>目標設定の 考え方・根拠</p>	<p>我が国の金融・資本市場については、これまでも、市場の活性化や利便性の向上を図るための決済期間の短縮化や総合取引所の実現に向けた働きかけなど、金融・資本市場を取りまく環境変化を踏まえながら、様々な取組みを進めてきた。</p> <p>今後、より一層、株式市場、クレジット市場、デリバティブ市場について、市場機能及び金融仲介機能が十分に発揮されているかどうか、鳥瞰的な観点から点検を行い、総合取引所の実現を含め我が国の金融・資本市場の機能・魅力向上に向けて必要な対応・検討を進めていく必要がある。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「成長戦略フォローアップ」（令和元年6月21日閣議決定） ・金融審議会「市場ワーキング・グループ」報告（平成28年12月22日） ・清算・振替機関等向けの総合的な監督指針 ・『責任ある機関投資家』の諸原則〈日本版スチュワードシップ・コード〉～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～（29年5月29日改訂） ・「コーポレートガバナンス・コード」（30年6月1日改訂） ・「投資家と企業の対話ガイドライン」（30年6月1日） ・「店頭FX業者の決済リスクへの対応に関する有識者検討会」報告（30年6月13日） ・「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」意見書（31年4月24日） ・「成長戦略実行計画」（元年6月21日閣議決定） ・「利用者を中心とした新時代の金融サービス～金融行政のこれまでの実践と今後の方針～（令和元事務年度）」（元年8月28日）
<p>測定指標 (目標値・達成時期)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・[主要]コーポレートガバナンス改革の深化に向けた取組みの状況（投資家と企業の対話の深化に向け、スチュワードシップ・コードについて、2年度内を目途に改訂を行う。また、証券市場構造

	<p>の見直しの動向を踏まえ、各市場のコンセプトにふさわしいガバナンスのあり方等の検討を行う、元年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・[主要] 資産運用業の高度化に向けた取組みの状況（投資運用業者における運用力強化に向けた業務運営態勢の確立等に取り組む、元年度) ・[主要] 「金融業の拠点開設サポートデスク」で受け付けた相談への対応状況（「金融業の拠点開設サポートデスク」で受け付けた相談について、内容・ニーズに応じて的確に対応、元年度) ・海外プロモーション活動等の取り組み状況（当庁の資産運用業の高度化に係る施策を情報発信するため、海外での東京都等が主催するイベント等への参加等を行う、元年度) ・市場機能強化に向けての施策の推進状況（決済期間短縮化、令和2年度上期の総合取引所の実現等の諸施策について関係者への働きかけ、取組みの支援等を行う、元年度) ・清算・振替機関等における財務基盤・システムの安定性の確保に向けた態勢整備、及び市場の利便性を向上するための取組みの状況（清算・振替機関等に対して、財務基盤・システムの安定性が確保されているか等の観点から監督を実施するとともに、市場の利便性を向上するための取組みを促す、元年度) ・金融指標の信頼性・透明性の維持・向上に向けた取組みの状況（全銀協T I B O R改革の定着の観点から、全銀協T I B O R運営機関による指標算出業務が適正に実施されているか、日本円T I B O Rとユーロ円T I B O Rの統合等に向けた取組みが進捗しているかを引き続き確認していくなど、金融指標の信頼性・透明性が維持・向上されるよう取り組んでいく、元年度)
<p>参考指標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・指名・報酬委員会（任意の委員会を含む）の設置状況 ・独立社外取締役を2名以上選任する企業数（東京証券取引所市場第一部) ・買収防衛策の状況 ・スチュワードシップ・コードを受け入れる機関数及び、そのうち個別の議決権行使結果の公表を行う機関数

<p>主な事務事業の取組内容</p>	
<p>① コーポレートガバナンス改革の深化に向けた取組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・コーポレートガバナンス改革の実効性を更に高めていくため、「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」の意見書を踏まえつつ、以下の取組みを行う。 <ul style="list-style-type: none"> － 「スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」を開催し、投資家と企業の対話の深化に向け、運用機関による情報提供の充実、議決権行使助言会社の体制整備や透明性の確保、運用コンサルタン

トの透明性の確保等に関し、コード改訂の具体的な内容について検討を行い、2年度内を目途に改訂を行う。

ーコーポレートガバナンスについては、証券市場構造の見直しの動向を踏まえ、各市場の性格が明確化されていく中で、例えば、グローバルスタンダードに沿った取締役会の構成等、各市場のコンセプトにふさわしいガバナンスのあり方等の検討を行う。また、株主総会の動向やコーポレートガバナンス改革についての国内外の投資家からの評価等も踏まえつつ、改革の実効性を高める更なる取組みについて検討を進める。

- ・アセットオーナーの機能発揮に関しては、経済界等の様々な関係者との連携強化を図りつつ、母体企業への個別の働き掛けも含め、企業年金の運用態勢の充実や、スチュワードシップ・コードの受入れをはじめとするスチュワードシップ活動の促進に向けた取組みを行う。

② 資産運用業の高度化

・投資運用業者やグループ親会社との間で、投資運用業者として目指すべき具体的な姿（経営目標・経営指標等）やそれを達成するための具体的な方策について対話を行う。特に、運用力の強化に向けた主要課題であるグローバル運用体制の強化、人材の育成・確保、業務インフラの革新については、海外の運用会社等の取組み等も踏まえながら、その進捗状況についてモニタリングすることを通じ、運用力強化に向けた業務運営態勢の確立等に向けて取り組む。

・新規参入の更なる円滑化を図るため、金融商品取引業にかかる業規制や登録審査プロセスを解説した「投資運用業等登録手続きガイドブック」を作成し、日本語及び英語の双方で公表を行うとともに、同ガイドブックの活用や金融庁・各財務局の連携強化を通じて、審査プロセスの更なる効率化を図っていく。

・投資運用業者の運用力、運用商品のパフォーマンス等の見える化を推進することで、個人投資家、機関投資家が投資運用業者や運用商品を選別するための環境整備を図る。各社が自社の運用力を示すKPIとして独自に公表している指標や、本年7月公表した資産運用業者の運用パフォーマンスを示す代表的な指標（KPI）に関する調査結果も参考にしつつ、運用力の見える化の推進に向けて、関係者と議論をしながら検討を進める。

・基準価額算出の一元化については、実務者検討委員会の検討を踏まえ、投資運用業者による具体的な取組みが始まっていることから、そうした実例の公表を行うこと等を通じて、一元化の広がりに向けた環境整備を図る。

・我が国においてはベンチャーキャピタル（VC）やプライベートエクイティ（PE）が発展途上にあるとの指摘を踏まえ、VC・PEの金融・資本市場における更なる機能発揮に向けた調査を行う。

③ 東京国際金融センターの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「成長戦略フォローアップ」（元年6月21日閣議決定）を踏まえ、金融事業者の更なる集積を進め東京市場の活性化を促していくために、東京都や本年4月に設立された一般社団法人東京国際金融機構（FinCity.Tokyo）と連携しつつ、海外プロモーション活動等に取り組む。また、「投資運用業等登録手続きガイドブック」を作成し、日本語及び英語の双方で公表する。さらに、金融業の拠点開設サポートデスク（Financial Market Entry Consultation Desk）等を活用する。
④ 市場の機能強化に向けた環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・証券決済リスクの削減や市場の効率性向上等に資する証券取引における決済期間の短縮化の着実な実施を、市場関係者に促す。 ・投資家の利便性向上や上場会社の持続的な企業価値向上とベンチャー企業の育成に資する市場となるよう議論を行い、関係者とともに証券市場構造の見直しを進める。 ・取引所の国際競争力の強化、デリバティブ取引市場の拡大、投資家の利便性の向上のため、関係者等への働きかけを強化し、令和2年度上期の総合取引所の実現へ前進する。 ・社債市場について、企業の資金調達手段の多様化に資する観点から、足元における活発な動きを持続させるため、最近の発行市場の動きの要因分析を進めるなどにより、事業会社・投資家・金融機関の三者それぞれの具体的な課題を抽出し、多様な社債が発行される市場の形成・発展に向けて、調査・検討を進める。 ・契約締結前書面等について、顧客に対して重要情報を提供するという制度趣旨を踏まえつつ、一定の場合には、当該書面に替え、ウェブを活用した情報提供を認める内閣府令の改正を行う。 ・ダークプールについて、取引の実態を踏まえつつ、その注文の実態把握や金融商品取引業者による顧客への適切な説明を確保するための内閣府令の改正等を行う。 ・ETF市場の流動性向上を図るため、金融商品取引清算機関及び関係業界によるETF設定・交換にかかる決済期間を短縮するための取組みを引き続き促す。 ・不動産投資市場の持続的な成長の実現に向け引き続き取り組む。 ・最終受益者である家計に企業価値の向上と収益の果実がもたらされるよう、受託者の責任のあり方を含め、インベストメントチェーンの参加者が果たすべき役割について、諸外国の状況を参考としながら、調査・検討を行っていく。
⑤ 市場の安定性等確保に向けた監督の実施等	<ul style="list-style-type: none"> ・清算・振替機関等に対して、財務基盤・システムの安定性が確保されているか等の観点から監督を実施するとともに、市場の利便性を向上するための取組みを促す。

	<ul style="list-style-type: none"> ・店頭デリバティブ市場に関して、適切に取引情報を収集・分析する。 ・「店頭FX業者の決済リスクへの対応に関する有識者検討会」の報告を踏まえ、店頭FX業者に対して、決済リスク管理の強化に向けた体制の整備や、その体制に基づく適切な業務運営の確保等を求めるため、必要な制度整備を行っていく。 ・重要な市場インフラである決済・清算制度について、安定性確保等の観点から十分なものとなるよう、制度の見直しを含め、必要な対応を行っていく。 ・高速取引行為者の注文執行管理等に係る態勢整備の状況について、引き続き、取引所と連携しつつ、確認を行っていくほか、取引動向の定量的な実態把握、高速取引の市場に与える影響に係る市場構造の分析を更に進めつつ、審査手法の効率化・高度化を図っていく。
⑥	<p>金融指標の信頼性・透明性の維持・向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・TIBORについては、全銀協TIBOR運営機関が29年7月に全銀協TIBOR改革を実施したところ、同改革が定着し、同機関による指標算出業務が適正に実施されているか、同機関における中長期的な課題である日本円TIBORとユーロ円TIBORの統合等に向けた取組み等が進捗しているかを引き続き確認し、TIBORの信頼性・透明性が維持・向上されるよう取り組んでいく。 ・円LIBORから代替指標への適切な移行が図られるよう、日本銀行及び市場関係者と緊密に連携しながら、日本円ターム物RFR金利の構築及び将来の算出・公表に向けた準備等、市場全体としての取組みを促していく。

【担当部局名】

企画市場局

市場課、企業開示課

総合政策局

総合政策課、リスク分析総括課、総務課国際室

監督局

銀行第一課

証券課

(横断的施策)

1 IT技術の進展等の環境変化を踏まえた戦略的な対応

2 業務継続体制の確立と災害への対応

3 その他の横断的施策

横断的施策－ 1

I T技術の進展等の環境変化を踏まえた戦略的な対応

施策の概要	I T技術の進展等に伴うデジタル化の加速化が将来の金融業に与える影響やその対応について、引き続き国内外の有識者や関係者の知見を取り入れつつ検討を進めるとともに、具体的な取組みを進める。
達成すべき目標	デジタル化の進展等の環境変化の中で、金融システムの安定、利用者保護を確保しつつ、イノベーションが促進しやすい環境を整備しつつ、利用者利便の向上を図ること。
目標設定の考え方・根拠	<p>海外をみれば、米国・中国を中心に、デジタル化が飛躍的に進展しており、AIの駆使によりビッグデータを利活用していくことが国の競争力を左右するようになってきている。こうした中、データの囲い込み・流通に関するデータ政策を巡っては、特に米国・中国の間で新たな国際競争も生じている。</p> <p>このような動向を踏まえ、我が国としても、データの利活用により利用者利便や生産性の向上につながる金融サービスを創出していくこと、そして、その土台として、イノベーションを促進する環境整備を図っていくことが重要である。</p> <p>また、デジタル化を巡っては、金融・非金融を問わず、また、既存・新規にかかわらず、多様な事業者や、それを資金・非資金面から支援する者からなるエコシステムが形成されつつある。健全なイノベーションを促進するため、エコシステムの一員たる金融当局としては、新たな金融サービスの創出を目指す多様なプレイヤーのチャレンジに前向きに対応していく必要がある。</p> <p>以上の視点を踏まえ、「データ戦略の推進」「イノベーションに向けたチャレンジの促進」「機能別・横断的法制の整備」「金融行政・金融インフラの整備」「グローバルな課題への対応」の5つの分野について、金融デジタル化戦略の取組みを加速させていく。</p> <p>※</p> <ul style="list-style-type: none">・金融・情報リテラシーについては施策Ⅱ－ 1 ④参照・金融行政のデジタル化については施策Ⅰ－ 1 ②、横断的施策－ 3 ⑤参照・金融技術の発展を受けた対応については組織変革－ 1 ④参照 <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none">・「成長戦略フォローアップ」（令和元年6月21日閣議決定）・金融審議会「「決済」法制及び金融サービス仲介法制に係る制度整備についての報告《基本的な考え方》」（元年7月26日）

	<ul style="list-style-type: none"> ・「利用者を中心とした新時代の金融サービス～金融行政のこれまでの実践と今後の方針～（令和元事務年度）」（元年 8 月 28 日）等
<p style="text-align: center;">測定指標 (目標値・達成時期)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・[主要]「決済」法制及び金融サービス仲介法制に係る制度整備についての検討（具体的な検討の推進、元年度） ・[主要]平成 29 年改正銀行法に係る取組み（銀行と電子決済等代行業者との間の契約締結義務に係る猶予期間の円滑な終了に向けた取組み、元年度） ・[主要]FinTech サポートデスク・FinTech 実証実験ハブで受け付けた相談への対応状況（FinTech サポートデスクで受け付けた相談及び FinTech 実証実験ハブでの支援を決定した案件について、内容・ニーズに応じて的確に対応、元年度） ・FinTech Innovation Hub による情報収集の実施状況（最新のサービスや技術の動向を把握していくほか、金融分野におけるデータの利活用や課題について情報収集、元年度） ・XML 電文に対応した全銀システム（「全銀 EDI システム」）稼働初期のフォローアップ（初期における円滑な稼働の確保、元年度） ・金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習の参加金融機関数（100 社、元年度） ・情報セキュリティ対策の向上に向けた情報提供の実施状況（金融機関の情報セキュリティ対策の向上に向けた情報提供を実施、元年度） ・データの利活用に向けた取組（データの利活用に向けた各種取組の実施、元年度）
<p style="text-align: center;">参考指標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・FinTech サポートデスクの受付状況 ・FinTech 実証実験ハブの支援実施状況 ・マネーロンダリング・テロ資金供与に係るリスク管理システム等の共有化等に向けた全銀協・AML/CFT 態勢高度化研究会における議論の状況

主な事務事業の取組内容	
<p>① デジタルライゼーションの加速的な進展への対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「決済」法制及び金融サービス仲介法制に係る制度整備について、金融審議会において、具体的な検討を進める。 ・29 年改正銀行法に関して、銀行と電子決済等代行業者との間の契約締結義務に係る猶予期間の円滑な終了に向けて取り組む。 ・FinTech サポートデスクにおいて、フィンテックに関する民間事業者の相談等に一元的に対応する。また、FinTech 実証実験ハブにおいて、フィンテック企業や金融機関等が前例のない実証実験を行おうとする際に抱きがちな躊躇・懸念を払拭するため、実証実験ごとに、庁内に担

当チームを組成し、必要に応じて関係省庁や業界団体とも連携しながら、継続的な支援を行う。また、イノベーションに向けたチャレンジを一段と加速させる観点から、FinTech サポートデスクや実証実験ハブについて、金融庁職員がフィンテック企業等の集積地に足を運ぶ出張相談を実施する。こうした出張相談や、フィンテック企業・金融機関・金融庁職員等の間での情報交換を行うためのオープンスペースを、金融庁内外に設置することを検討する。

- ・「フィンテック・サミット」等の開催を通じて、わが国におけるフィンテック・デジタルイノベーションの状況を国内外に発信するとともに、海外当局とのフィンテック推進に向けた協力枠組みを強化する。また、「ブロックチェーン・ラウンドテーブル」や「G20 技術革新に係るハイレベルセミナー」での議論や国際共同研究も踏まえ、ブロックチェーン技術等を活用した分散型金融システムのガバナンスのあり方について、当局、技術者、学識経験者等の幅広いステークホルダーがマルチステークホルダー型アプローチで議論するガバナンスフォーラム（仮称）を開催する。
- ・昨事務年度の取組みにより広がったフィンテック関係者とのネットワークを最大限活用し、政策課題の抽出や具体的施策の策定を行うため、最新のサービスや技術の動向を把握していくほか、金融分野におけるデータの利活用や課題について情報収集を行う。その過程で寄せられたフィンテック企業や金融機関等による新しいビジネスへの前向きな挑戦については、金融庁および財務局の関係部局が適切に連携してサポートする。
- ・情報銀行の活用や手数料収入につながる情報ビジネスも含め、様々なデータの利活用に関する環境整備の一環として、情報の第三者提供にかかる監督指針の改正を行う。
- ・デジタルバンク設立にかかる相談・申請に際しては、イノベーションと利用者保護のバランスを取りつつ、銀行として持続可能なビジネスモデルの構築、デジタルバンクに必要とされるシステム構築、AML/CFT 態勢の構築状況、個人情報の適切な取扱い等といった観点を踏まえ、適切に対応していく。
- ・30年12月に稼働した「全銀 EDI システム」について、稼働初期のフォローアップを行う。
- ・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を控え、サイバーの脅威に適切に対応していくために、サイバーセキュリティ対策の実効性強化に取り組む。具体的には、中小金融機関に対しては、脆弱性診断等の活用、サイバーセキュリティ演習を通じて、サイバー攻撃からの防御・インシデント対応能力の強化を図る。また、大手金融機関に対しては、「脅威ベースのペネトレーションテスト」の深度を更に高めるなど、サイバーセキュリティ対策のより一層の高度化を促す。
- ・金融機関からの情報収集等を通じたシステム投資の状況等も踏まえなが

ら、ITガバナンスに関する対話を行うための論点に基づき、経営者によるリーダーシップの発揮、組織のあり方、人材戦略や経営資源の配分のITガバナンスの機能発揮状況について、システム共同センターのあり方を含め、双方向の対話を深めていく。また、イノベーションの進展に伴う新たなリスクの対応状況を含め、金融機関のシステムに対するモニタリングを効果的かつ効率的にオン・オフのモニタリングを実施する。

- ・オンラインで完結する新たな本人確認方法を導入したことも踏まえ、民間事業者による革新的な本人確認の実装を支援するとともに、マネーローンダリング・テロ資金供与にかかるリスク管理システム等の共有化や顧客管理における公的機関の提供する情報の活用について、全国銀行協会とともに検討を進め、デジタルイゼーションに合わせたなりすまし防止等の取組みを推進する。

【担当部局名】

総合政策局

総合政策課、フィンテック室、リスク分析総括課

企画市場局

総務課信用制度参事官室、調査室

横断的施策－２

業務継続体制の確立と災害への対応

施策の概要	<p>大規模災害等発生時の金融システム全体における業務継続体制の確立のため、金融庁の業務継続計画の見直しや関係機関と連携した実践的な訓練の実施により、自らの業務継続体制の強化を図るとともに、金融機関等に対しても業務継続計画の検証等により、業務継続体制の実効性の向上を促していく。</p> <p>また、東日本大震災、平成 28 年熊本地震、30 年 7 月豪雨及び令和元年台風第 19 号等からの復旧・復興に向けて、金融機関に対して、被災者の生活や事業の再建の支援など、金融面での対応を促していく。</p>
達成すべき目標	<p>大規模災害等発生時の金融システム全体（金融庁及び金融機関等）における業務継続体制の確立を図ること</p> <p>東日本大震災、28 年熊本地震、30 年 7 月豪雨及び令和元年台風第 19 号等による被災者の生活や事業の再建の支援等により、被災地の復旧・復興に資すること</p>
目標設定の 考え方・根拠	<p>「首都直下地震緊急対策推進基本計画」等において、行政機能の中核を担う中央省庁には業務継続計画の策定等を通じて業務継続性の確保を図ることが求められていることを踏まえ、金融庁として、業務継続性の確保に係る取組みを進める。また、大規模災害発生時において、金融サービス等の機能停止により、商取引に甚大な影響が発生する事態が生じないよう、金融機関等における業務継続体制の実効性の向上を促す。</p> <p>東日本大震災への対応については、復旧から本格復興・再生の段階に入り、復興を加速するとともに、被災地の経済全体の再生が課題となっている。金融庁としては、各種施策の活用状況及び金融面での支援状況等を確認していくとともに、金融機関による被災地の多様なニーズへの最適な解決策の提案・実行支援を促す。また、28 年熊本地震、30 年 7 月豪雨及び令和元年台風第 19 号等への対応についても、被災地の速やかな復旧・復興を進めていく観点から、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン（以下「自然災害被災者債務整理ガイドライン」という）」等の活用を促進するとともに、金融機関が被災地における取引先企業のニーズへのきめ細かな対応を行うよう促す。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none">・首都直下地震緊急対策推進基本計画（26 年 3 月 28 日閣議決定）・政府業務継続計画（首都直下地震対策）（26 年 3 月 28 日閣議決

	<p>定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等対策政府行動計画 (25 年 6 月 7 日閣議決定) ・ 新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン (26 年 3 月 31 日) ・ 国土強靱化年次計画 2019 (元年 6 月 11 日国土強靱化推進本部決定) ・ 国土強靱化基本計画 (30 年 12 月 14 日閣議決定) ・ 主要行等向けの総合的な監督指針 ・ 利用者を中心とした新時代の金融サービス～金融行政のこれまでの実践と今後の方針(令和元事務年度)～ (元年 8 月 28 日) ・ 東日本大震災からの復興の基本方針 (23 年 7 月 29 日) ・ 30 年 7 月豪雨 生活・生業再建支援パッケージ (30 年 8 月 2 日) ・ 被災者の生活と生業の再建に向けた対策パッケージ (元年 11 月 7 日)
<p style="text-align: center;">測定指標 (目標値・達成時期)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ [主要]災害等発生時における金融行政の継続確保のための取組み (「政府業務継続計画 (首都直下地震対策)」などを踏まえ金融庁業務継続計画等の実効性を検証し、必要に応じて見直しを実施、元年度) ・ [主要]災害等発生時に備えた訓練 (金融行政の継続確保の観点から、関係機関と連携して実践的な訓練を実施、元年度) ・ [主要]業界横断の業務継続訓練の実施 (訓練の実施、元年度) ・ 「個人債務者の私的整理に関するガイドライン (以下「個人版私的整理ガイドライン」という) の運用支援、東日本大震災事業者再生支援機構の活用促進 (個人版私的整理ガイドラインの運用支援・周知広報及び東日本大震災事業者再生支援機構の活用促進、元年度) ・ 金融機能強化法 (震災特例) に基づき資本参加を実施した金融機関に対する適切なフォローアップの実施 (金融機能強化法 (震災特例) について、適切なフォローアップを実施し、計画の履行状況を半期ごとに公表、元年度) ・ 自然災害被災者債務整理ガイドラインの運用支援 (自然災害被災者債務整理ガイドラインの運用支援・周知広報、元年度) ・ 被災者からの相談を受け付ける相談ダイヤルを活用した各種災害時における被災者からの相談等の受付 (各種災害が発生した際に、被害状況等を踏まえ、必要に応じて相談ダイヤルを設置、元年度)
<p style="text-align: center;">参考指標</p>	<p style="text-align: center;">—</p>

主な事務事業の取組内容	
① 災害等発生時における金融行政の継続性確保	<ul style="list-style-type: none"> ・「金融庁業務継続計画（首都直下地震対応編）」などを検証し、必要に応じて見直しを実施する。 ・関係機関と連携して実践的な訓練を実施することにより、金融庁業務継続計画等の実効性を検証し、必要に応じて見直しを行う。
② 金融機関等の業務継続体制の実効性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・金融業界全体として横断的に業務継続体制の確保を図るため、取引所や金融機関等と合同で業務継続体制に係る訓練を実施する。 ・金融機関等の業務継続計画の整備状況や業務継続体制の実効性等について、アンケートやヒアリング等を通じて検証していく。 ・災害の状況等に応じ、金融機関に対し金融上の措置の要請を速やかに発出するなど適時的確に対応する。 ・平時において、 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 金融機関自体の災害時における業務継続態勢（実効性のある業務継続計画）の策定・構築 ✓ 災害後の金融機関における顧客等への柔軟かつ迅速な預貯金の払戻し、既存債務の返済猶予、緊急資金への対応、各種相談窓口の設置等の被災者支援を想定した対応態勢の整備 を金融機関に促していく。 ・本年7月に成立した中小企業強靱化法において、経済産業大臣による認定を受けた中小企業は、税制優遇等の支援策が受けられることも踏まえ、金融機関による本制度の周知も含め、取引先の事業継続力強化の取組みを促していく。
③ 災害への対応	<p>[東日本大震災]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融機能強化法（震災特例）に基づき資本参加を実施した金融機関については、それぞれの営業地域において金融仲介機能の発揮を確保する観点から、適切なフォローアップを行うとともに、計画の履行状況を半期毎に公表する。 ・個人版私的整理ガイドラインの運用支援・周知広報を行うとともに、金融機関に対して、東日本大震災事業者再生支援機構や、同ガイドラインの活用に加え、被災地域の本格的な復興や被災者の生活・事業の再建に向けた主体的かつ継続的な支援等を行っていくよう促す。さらに、創業・起業等を含む被災地の多様なニーズを的確に把握し、きめ細かな対応を行うよう促す。 <p>[28年熊本地震及び30年7月豪雨等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融機関に対して、被災地における取引先企業のニーズを的確に把握し、きめ細かな対応を行うよう促すとともに、住宅ローン等の債務を抱えた被災者の支援に向けた自然災害被災者債務整理ガイドラインの

運用支援・周知広報や、地域経済活性化支援機構と地域金融機関等が連携して設立したファンドの活用促進を通じて、被災者の生活・事業の再建を支援していく。

- ・被災者からの相談を受け付ける相談ダイヤルを設置し、被災者等からの各種金融機関の窓口の問い合わせや金融機関等との取引に関する相談に応じる。

[新たな自然災害への対応]

- ・元年台風第19号等の災害に的確に対応していくほか、新たな自然災害が発生した場合にも、適時的確な対応を行っていく。

【担当部局名】

総合政策局

総務課、秘書課、秘書課管理室、総合政策課金融サービス利用者相談室

企画市場局

市場課

監督局

総務課監督調査室、銀行第一課、銀行第二課、銀行第二課協同組織金融室、銀行第二課地域金融企画室、証券課

横断的施策－ 3

その他の横断的施策

<p>施策の概要</p>	<p>金融行政について、横断的に関係する施策を実施することにより、円滑な行政運営に資する体制整備を図る。</p> <p>基本政策（政策Ⅰ～Ⅲ）に横断的に関係する施策の実施。</p>
<p>達成すべき目標</p>	<p>世界共通の課題の解決への貢献及び当局間のネットワーク・協力の強化により、我が国及び世界の経済・金融の発展と安定に資すること。金融行政を円滑に遂行するための環境を確保すること。</p> <p>基本政策に横断的に関係する施策の実施により、金融行政の目標の実現を図ること。</p>
<p>目標設定の 考え方・根拠</p>	<p>日本経済、ひいては世界経済の持続的成長に資するため、新興国を含めた世界の金融システムの安定と発展に貢献する必要がある。</p> <p>また、当庁においても金融行政を取り巻く環境の変化を踏まえ、それに対応するために策定したIT戦略を推進するなど、横断的に関係する取組みを実施することにより、金融行政の適切な運営を図る必要がある。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未来投資戦略2018（平成30年6月15日閣議決定） ・マネー・ローンダリング対策及びテロ資金供与対策に関する国際基準（FATF勧告）（24年2月策定） ・世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画（30年6月15日閣議決定） ・サイバーセキュリティ戦略（30年7月25日閣議決定）
<p>測定指標 (目標値・達成時期)</p>	<p>① [主要] 世界共通の課題の解決への貢献（国際的な議論への貢献、残された国際的な金融規制改革項目への対応、持続可能な開発目標（SDGs）の推進、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策における国際的な議論・連携、本邦金融機関のマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る態勢強化、令和元年度）</p> <p>② [主要] 国際的な当局間のネットワーク・協力の強化（各国との具体的な取組みを更に推進する等、相手国当局との規制・監督等の協力枠組みを強化、元年度）</p> <p>③ 規制・制度改革等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「規制改革実施計画」に盛り込まれる項目等の検討作業（「規制改革実施計画」に盛り込まれる項目等の検討・必要な措置を実施、元年度） <p>④ 事前確認制度の適切な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ノーアクションレター、一般法令照会の受理から回答までの処理期間（ノーアクションレター制度等を利用した法令照会への対応に

	<p>ついて、所定の処理期間の遵守を徹底するとともに、可能な限り、その短縮を図る、元年度)</p> <p>⑤金融行政におけるITの活用(金融庁デジタルガバメント中長期計画の着実な推進及び情報セキュリティ対策推進計画に基づくセキュリティ対策の実施、元年度)</p> <p>⑥許認可等の審査プロセスの効率化・迅速化・透明化の推進等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓口対応の改善に向けた取組状況(アンケートの実施、元年度) ・保険募集人等の営業活動における旧姓使用に向けた取組状況(必要な制度改正及び金融庁及び金融業界におけるシステム改修等を推進、2年度)
参考指標	—

主な事務事業の取組内容	
① 世界共通の課題の解決への貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・ G20 議長国として、金融市場の分断回避、金融技術革新、高齢化と金融包摂といった世界共通の課題の解決に貢献する。 ・ 我が国がG20 議長国として議論を深めてきた世界共通の課題について、FSB等の国際基準設定主体における更なる検討等、合意された今後の作業が進展するよう、次のG20 議長国(サウジアラビア)とも連携し、G20 や関連国際会議での議論を進めていく。 ・ 金融技術革新が進む中で、暗号資産に関連した新たな構想の出現を踏まえた対応について、金融庁、財務省、日本銀行による3当局連絡会で連携し、様々な側面について総合的な議論を進めるとともに、国際的に連携して検討していく。 ・ G20 議長国の経験を活かし、国際会議議長職の獲得や国際会議のテーマ設定等に取り組む。 ・ バーゼルⅢの最終化の国内実施に向けて、関係者と十分な対話を行う。 ・ 国際的に活動する保険グループの「国際資本基準」(ICS)については、元年中の最終化に向け、財務の健全性を国際的に比較可能な形で把握する必要性や、保険会社のリスク管理実務への影響等に留意しながら、議論を進める。 ・ SDGs は、企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生を増大を目指すという金融行政の目的にも合致しており、こうした観点からも、30年12月に公表した「金融行政とSDGs」に示した基本的な方向性に従い、企業と投資家の対話を通じた企業価値の向上や、地域金融機関による事業性評価に基づく融資や本業支援の取組みなどを通じた顧客との「共通価値の創造」にも取り組む。 ・ TCFDコンソーシアムにおける議論への貢献等を通じて、TCFD

	<p>(気候関連財務情報開示タスクフォース) 提言に沿った開示の充実を自主的に目指す企業をサポートしていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気候関連リスクの管理に関する課題等について、関係省庁や金融機関との対話等を通じ、官民の認識を深め、ベスト・プラクティスの蓄積・共有を図るとともに、金融監督やモニタリングのあり方に関する国際的な議論に貢献していく。 ・F A T F 等での国際的な議論に、マネロン・テロ資金供与対策における国際的な課題解決に貢献すべく積極的に参画するとともに、国際協調に向けた主導的な役割を果たしていく。 ・マネロン・テロ資金供与リスクの状況、業態固有のリスク、個別金融機関における固有リスク及び統制状況を分析した上で、個別金融機関へのモニタリングをリスクベースで実施する。これらのモニタリングで得られた情報等については、必要に応じたフィードバックを行うことで、金融機関における態勢整備に向けた取組みを強化させる。 ・F A T F 第4次対日相互審査も見据え、官民連携を強化し、より効率的・効果的な業界横断的対応を行っていくほか、金融機関によるマネロン・テロ資金供与対策の円滑な実施に向けて、一般の利用者の理解を得るための施策を講じる。
<p>② 国際的な当局間のネットワーク・協力の強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本邦金融機関の進出支援の観点も踏まえつつ、幅広い国等との協力関係の構築・深化に戦略的に取り組む。このため、本邦金融機関の海外進出に関するニーズの把握・支援を充実させる。 ・グローバル金融連携センター（G L O P A C）については、プログラムの改良を進めるとともに、金融庁職員と卒業生や卒業生同士のネットワークの強化を進める。このため、大学等とも連携していく。
<p>③ 規制・制度改革等の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業展開できる環境を整備すべく、金融サービスの提供者・利用者の声をよく把握しながら、我が国経済における民需主導の成長の実現に資する規制・制度改革等を進めていくとともに、金融を巡る状況の変化に対応した規制・制度の在り方を積極的に検討する。
<p>④ 事前確認制度の適切な運用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ノーアクションレター制度等について、一層の利用を促すために、引き続き、金融庁ウェブサイト等を活用した周知を行うとともに、同制度の適切な運用を図る。
<p>⑤ 金融行政における I T の活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当庁における I T 戦略（中長期計画）の推進 「世界最先端 I T 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」など政府全体の方針や、金融行政を取り巻く環境の変化を踏まえ、それに対応するための情報システムの見直し等を目的として 30 年 6 月に策定

	<p>した「金融庁デジタル・ガバメント中長期計画」に基づき、各会議体の運用方法の見直し、無線 LAN のアクセスポイントの導入等、IT ガバナンスの強化や、効率的・効果的な行政運営の実現等に向けた取組みを推進する。また、金融機関と金融庁間における情報の収集・蓄積・利活用の高度化・効率化について、取組可能な分野から官民協働で実証実験を行うなど、RegTech/SupTech エコシステムが目指すコンセプトの具現化に向けた取組みを推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティ対策の推進 「サイバーセキュリティ戦略」において、政府機関の情報システムに係るセキュリティ水準の一層の向上が求められており、情報セキュリティ管理態勢の点検・確認、サイバー攻撃に備えた早期警戒活動及びインシデント対応能力の維持・向上、情報セキュリティ対策レベルの強化、サプライチェーンリスクへの対応など、更なる取組みを推進する。
⑥	<p>許認可等の審査プロセスの効率化・迅速化・透明化の推進等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・許認可等の審査プロセスについては、金融庁・各財務局等が連携し、積極的に情報共有を行うことにより、審査の迅速化等に取り組む。また、昨事務年度実施した金融機関へのアンケート結果を踏まえ、金融庁・各財務局等において、窓口対応の改善等に取り組んでいくとともに、本事務年度においてもアンケートを行うこととし、その対象業種を広げる。 ・規制改革推進会議での議論を踏まえ、保険募集人等の営業活動において旧姓をより使いやすくするため、必要な制度改正を進めるとともに、金融庁及び金融業界におけるシステム改修等についても対応していく。

【担当部局名】

総合政策局

総合政策課、総務課国際室、秘書課情報化統括室、リスク分析総括課

企画市場局

総務課

監督局

総務課

(金融庁の行政運営・組織の改革)

1 金融庁のガバナンスの改善と総合政策機能の強化

2 検査・監督の見直し

3 金融行政を担う人材育成等

金融庁の行政運営・組織の改革－１

金融庁のガバナンスの改善と総合政策機能の強化

<p>施策の概要</p>	<p>金融行政の質を不断に向上させていく観点から、金融庁のガバナンスの改善等を図る。</p>
<p>達成すべき目標</p>	<p>金融庁のガバナンスの改善等を通じた金融行政の質の向上</p>
<p>目標設定の 考え方・根拠</p>	<p>金融の急激な変化に遅れをとることなく、国民の期待や信頼に応じていくためには、金融庁自身を、常に課題を先取りし、絶えず自己変革できる組織へと変革することで、金融行政の質を不断に向上させていくことが必要である。そのため、有識者や外部からの意見等を金融行政に継続的かつ的確に反映するための取組み等、金融庁のガバナンスの改善等を図る。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者を中心とした新時代の金融サービス～金融行政のこれまでの実践と今後の方針～（令和元事務年度）（令和元年8月28日） ・当面のガバナンス基本方針（平成30年7月4日）
<p>測定指標 (目標値・達成時期)</p>	<p>①金融庁自体を環境変化に遅れることなく不断に自己改革する組織に変革（ガバナンスの改善）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・[主要]各種有識者会議の積極的活用（有識者からの提言等を金融行政へ継続的かつ的確に反映、元年度） ・[主要]第三者による金融庁のモニタリングに対する外部評価の実施（外部からの意見等を金融行政へ継続的かつ的確に反映、元年度） <p>②金融行政に関する広報の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・[主要]金融庁ウェブサイトへのアクセス件数（対前年度比増加、元年度） <p>③総合政策機能の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部有識者を交えた職員による自主的な政策提案の枠組み（政策オープンラボ）の実施（職員一人ひとりが政策形成に参加する機会を拡充、元年度） <p>④金融技術の発展を受けた対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アカデミアとの連携強化による学術的成果の金融行政への更なる活用のための環境整備（具体的な取組みの推進、元年度）
<p>参考指標</p>	<p>①金融庁自体を環境変化に遅れることなく不断に自己改革する組織に変革（ガバナンスの改善）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「金融庁 女性職員活躍と職員のワークライフバランス推進のための取組計画」に基づく施策の実施状況 ・金融行政モニターへの意見申出件数

	<ul style="list-style-type: none"> ・各種サポートデスクへの相談件数 ・意見申出制度への意見申出件数 ②金融行政に関する広報の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・報道発表件数 ・金融庁 Twitter のフォロワー数及びツイート（発信）回数 ・英語ワンストップサービスの対応件数
--	--

主な事務事業の取組内容	
① 金融庁自体を環境変化に遅れることなく不断に自己改革する組織に変革（ガバナンスの改善）	<ul style="list-style-type: none"> ・政策評価有識者会議において、政策評価にとどまらず、金融全体を俯瞰した観点から、金融行政として取り組むべき重要な課題等についての議論を定期的実施し、会議での議論を金融行政に反映していく。 ・地域金融や監督・検査のあり方、コーポレートガバナンス等の各分野における個別の課題について、各種有識者会議等を活用し、外部有識者の意見が継続的に行政に反映される枠組みを確保する。 ・金融庁の関係幹部を含めた内部検証や、第三者による金融庁のモニタリングに対する外部評価を実施し、検査・監督等の金融行政の質の向上につなげる。 ・金融機関及び金融サービスの利用者等との対話を促進する。また、金融機関などが金融行政に対して率直かつ不安なく批判や要望を言えるよう、金融行政モニター制度や意見申出制度、各種サポートデスク、金融機関からの相談対応を着実に実施する。
② 金融行政に関する広報の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・金融庁の施策及び金融行政の各課題等の内容について、金融庁としての考え方や分析等を様々な形で公表し、国民等へのタイムリーかつ正確で、分かりやすい情報提供を行う。 ・金融庁の政策概要の英語での公表、定期的な英語広報誌の作成・発信、英語版ウェブサイトの構成及びコンテンツの見直し等、英語による発信強化に向けた取組を行う。
③ 総合政策機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・30 事務年度における金融行政の実績と令和元事務年度における金融行政の方針をとりまとめた「利用者を中心とした新時代の金融サービス～金融行政のこれまでの実践と今後の方針～（令和元事務年度）」を策定する。 ・庁内横断的な重点施策の政策立案や総合調整機能の充実を行うほか、外部有識者等を交えた職員による自主的な政策提言の枠組み（政策オープンラボ）を実施し、職員一人ひとりが政策形成に参加する機会を拡充する。

④ 金融技術の発展を受けた対応

- ・ 学術的成果の金融行政への更なる活用を目的として、行政データを利用した研究を実施するため特別研究員の委嘱や、研究活動を実施するためのインフラ（サーバ等）整備に向けた取組みを推進する。

【担当部局名】

総合政策局

総合政策課、総合政策課研究開発室、総務課、組織戦略監理官室、総務課広報室、秘書課、秘書課管理室、リスク分析総括課

企画市場局

総務課

監督局

総務課

金融庁の行政運営・組織の改革－２

検査・監督の見直し

<p>施策の概要</p>	<p>金融を巡る環境の変化やそれに伴う優先課題の変化を踏まえ、金融行政の目標を達成するために、「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」を踏まえた検査・監督を実践するとともに、検査・監督の質・深度や当局の対応を不断に改善する。</p>
<p>達成すべき目標</p>	<p>金融を巡る環境の変化やそれに伴う優先課題の変化を踏まえ、金融行政の目標を達成するために、「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」を踏まえた検査・監督を実践するとともに、検査・監督の質・深度を更に高めるべく不断に改善を図っていくこと。</p>
<p>目標設定の 考え方・根拠</p>	<p>金融庁は、不良債権処理や利用者保護上の問題の解消といった発足当初の優先課題に対応するため、個別の資産査定や法令等遵守状況の事後的なチェックを中心とした検査・監督手法を確立した。しかし、金融行政にとっての環境や優先課題が変わる中で、従前の手法では金融行政の目標は十分に達成できなくなってきた。</p> <p>金融を取り巻く環境変化に適切に対応し、金融行政の目標を実現するため、金融行政の視野を「形式から実質へ」（規制の形式的な遵守の確認に留まらず、実質的に良質な金融サービスの提供やリスク管理等ができているか）、「過去から未来へ」（過去の一時点の健全性の確認ではなく、将来に向けた健全性が確保されているか）、「部分から全体へ」（特定の個別問題への対応に集中するのではなく、真に重要な問題への対応ができているか）と広げていくことが重要である。</p> <p>こうした新しい検査・監督の基本的な考え方と進め方等について整理・公表した「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」(平成30年6月29日)を踏まえた検査・監督を実践するとともに、検査・監督の質・深度を更に高めるべく不断に改善を図っていくことが必要である。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」(30年6月29日) ・「利用者を中心とした新時代の金融サービス～金融行政のこれまでの実践と今後の方針～(令和元事務年度)」(令和元年8月28日)
<p>測定指標 (目標値・達成時期)</p>	<p>① [主要]「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」に沿った、検査・監督への移行のための個別分野ごとの「考え方と進め方」及び時々の重要な課題や着眼点等の整理・公表</p>

	の進捗状況。検査・監督の品質管理の実施状況（新しい考え方に沿った検査・監督の実践、元年度）
参考指標	—

主な事務事業の取組内容	
① 検査・監督手法の見直し	<p>・金融機関の検査・監督に共通する考え方と進め方を具体的に整理した「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）」を踏まえた検査・監督を実践し、その定着を図る。金融機関との対話の材料となる分野ごとの「考え方と進め方」については、引き続き、その時々的重要な課題や着眼点、特定分野の具体的な基準等、検査・監督の方針の整理・公表を行う。更には、金融機関と対話を行い、そこで得られた具体的な事例等を蓄積・公表し、必要に応じて「考え方や進め方」に反映させるといったPDCAサイクルを実践・定着させ、金融機関との信頼関係の構築を目指す。その他、財務局とより一層の連携強化を図り、金融庁・財務局一体としての新しい検査・監督の実現に取り組むほか、金融機関との対話に当たっては、地域銀行の支店長クラスや、社外を含む幅広い役職員との意見交換等も実施し、実効性ある対話を行う。また、金融庁の関係幹部を含めた内部検証の運営状況を点検するほか、第三者による金融モニタリングに対する外部評価を実施することなどにより、継続的に必要な改善に取り込んでいく。</p>

【担当部局名】

総合政策局

リスク分析総括課

金融庁の行政運営・組織の改革－3

金融行政を担う人材育成等

<p>施策の概要</p>	<p>人材育成や職場環境の改善等を通じ、金融庁の組織文化の変革に取り組む。</p>
<p>達成すべき目標</p>	<p>職員が真に「国民のため、国益のために働く」組織へと変革していく。</p>
<p>目標設定の 考え方・根拠</p>	<p>金融を取り巻く環境が急激に変化する中において、金融システムの健全性を維持し、金融が企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生増大に継続的に貢献していくためには、金融庁自身を、常に課題を先取りし、絶えず自己変革できる組織へと変革することで、金融行政の質を不断に向上させていくことが必要であり、そのためには、金融庁の組織文化（カルチャー）の変革が不可欠である。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「利用者を中心とした新時代の金融サービス～金融行政のこれまでの実践と今後の方針～（令和元事務年度）」（令和元年8月28日） ・金融庁の改革について（平成30年7月4日） ・当面の人事基本方針（30年7月4日）
<p>測定指標 （目標値・達成時期）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・[主要] 職員の多面的な人事評価の実施・活用状況（公正な人事を実現、元年度） ・[主要] 専門分野における人材育成の実施状況（組織の専門性を向上、元年度） ・[主要] 職員満足度調査の結果を踏まえた局・課室ごとの課題の特定、改革目標の設定、取組状況の「見える化」の実施状況（組織文化の改革の浸透、元年度） ・[主要] 職員が「自分の仕事を誰にも見てもらえていない」と感じることなく、双方向の活発なコミュニケーションが図られる環境整備（業務単位の少人数グループ化、1 on 1 ミーティング）や、職員のキャリア形成や成長支援の実施状況（人材育成の実効性を向上、元年度） ・[主要] 業務効率化や超過勤務縮減の実施状況（ワークライフバランスを実現する職場環境を整備、元年度） ・[主要] 人事改革の進捗状況の検証・公表状況（人事改革を定着・深化させるPDC Aサイクルを構築、元年度）
<p>参考指標</p>	<p>—</p>

主な事務事業の取組内容

① 金融庁の組織文化（カルチャー）の変革

- ・公正な人事を実現するため、総合的な人事情報を把握・蓄積して多面的な評価を行い、これを人事配置や育成に活用する。
- ・金融行政当局に求められる高い専門性を確保するため、専門分野において、中長期的な行政課題に的確に対応していくために必要となる人材を計画的に育成する。
- ・職員満足度調査の結果を踏まえ、局・課室ごとに課題を特定し、改革目標を設定し、取組状況を「見える化」する。また、優先度の高い重要課題に対する議論を深化させるとともに、職員の意見の具現化を図る観点から、現場の意見を吸い上げ、幹部と直接意見交換をする仕組み（少人数グループ幹事会）を設け、改善につなげていく。
- ・人材育成の実効性の向上や組織の活性化のため、職員が「自分の仕事を誰にも見てもらえていない」と感じることなく、双方向の活発なコミュニケーションが図られる環境整備やお互いに支え合える体制構築（業務単位の少人数グループ化、1 on 1 ミーティング）を行うほか、職員のキャリア形成や成長を継続的に支援する。
- ・ワークライフバランスの実現のため、業務効率化や超過勤務縮減に取り組む。
- ・人事改革を定着・深化させるため、人事改革の進捗状況について定期的に検証・公表し、更なる改善につなげる。

【担当部局名】

総合政策局

組織戦略監理官室